



あおぞら銀行

AOZORA

証券コード 8304

第91期 定時株主総会

招集ご通知



日時

2024年6月25日（火曜日）

開会 午前10時（受付開始 午前9時）



場所

東京都千代田区紀尾井町1番4号

東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井カンファレンス

（末尾の会場案内図をご参照ください。）



決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

- ・お土産のご用意はありません。
- ・本株主総会のライブ配信を実施いたします。
（詳細は9～10頁をご覧ください。）
- ・インターネットまたは書面での事前の議決権行使もご利用いただけます。
（右記「スマート行使」もご利用ください。）



議決権行使が簡単に！スマートフォンからQRコードを読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

「スマート行使」対応



目次

ごあいさつ 2

株主総会の流れ 3

第91期定時株主総会招集ご通知 5

議決権行使についてのご案内 7

株主総会ライブ配信について 9

本株主総会に関するご連絡事項 11

株主総会参考書類

 第1号議案 取締役9名選任の件 12

 第2号議案 監査役1名選任の件 31

 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 ... 33

事業報告 43

連結計算書類 77

計算書類 80

監査報告書 83

ごあいさつ

代表取締役社長
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

大見 秀人



株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。
本年4月に社長に就任した大見でございます。

第91期定時株主総会を2024年6月25日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2023年度はバランスシートの課題であった米国オフィス向け不動産ノンリコースローンへの対応と、有価証券ポートフォリオの再構築について抜本的な取組みを行った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は499億円の純損失となり、第3四半期および期末配当を見送る結果となりましたことにつきまして、あらためて深くお詫び申しあげます。

2024年度は、好調に推移している「あおぞら型投資銀行ビジネス」を中心とした顧客関連ビジネスにさらにリソースを配分し強力に推進してまいります。
5月13日に、大和証券グループ本社との資本業務提携を発表いたしました。この提携により、あおぞら型投資銀行ビジネスの投融資を拡大できる資本と、銀行と証券の異業種連携で得られる商品・サービスを得て、当行は日本経済の成長を取り込んで単独で進む限界を超えた成長が可能になると考えています。両者で協業を行う分野について、すでに両者合同の運営委員会が設立され、リテール、M&A、不動産、成長企業支援を始めとする様々な分野での連携検討を進めています。

今年度の招集ご通知では、「対処すべき課題」（47頁以降）において、先にご説明した2023年度に取組んだ課題と反省を踏まえた対応、2024年度での「あおぞら型投資銀行ビジネス」を中心とした取組みおよび資本業務提携について記載しております。
また、本年度の新体制を担う取締役・監査役の各候補から、株主さまへのメッセージ（13頁以降）を掲載いたしました。ぜひご覧いただきたく存じます。

あらたなマネジメント体制により、収益力を向上させ、株主の皆さまのご付託にお応えできるよう努めて参る所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き厚くご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

株主総会開催前

招集通知到着後～2024年6月24日（月）

開示書類を見る



▶ 当行ウェブサイト 株主総会ページ
<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>



※ 東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。（東証上場会社情報サービス）
→ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「あおぞら銀行」または「コード」に
当行証券コード「8304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」
にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。



※ 上記に加え、株式会社プロネクサスの
ウェブサイトにも掲載しております。
→ <https://d.sokai.jp/8304/teiji/>



スマートフォンで招集通知の主要
なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8304/>



事前に議決権を行使する

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分まで

インターネットまたは郵送の方法にて事前に議決権のご行使をいただきますようお願い申し上げます。
株主総会ライブ配信を視聴される株主さまも事前の議決権行使をお願いいたします。

▶ 詳細はP7～8をご確認ください。



事前質問をする



受付
期間

2024年6月21日（金曜日）
午後5時まで

株主総会の目的事項等に関するご質問を事前に書面やメールでお寄せいただけます。いただきましたご
質問等につきましては個別のご回答はいたしません。株主さまのご関心の高い事項については総会の
場でご回答させていただくほか、後日当行ホームページにその内容を掲載させていただきます。

郵便受付先 〒102-8660
東京都千代田区麹町六丁目1番地1
あおぞら銀行コーポレートコミュニケーション部
総会担当

ご質問メール 受付先 shitsumon2024@aozorabank.co.jp

株主総会当日

ご来場される方



場所・日時

東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井カンファレンス

東京都千代田区紀尾井町1番4号

2024年6月25日（火曜日）
受付開始：午前9時

▶ 詳細はP11をご確認ください。

本株主総会に関するご連絡事項



お土産のご用意はありません



ドリンクコーナーは設営いたしません

ライブ配信を
視聴される方



配信日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時開始

本株主総会の模様をインターネットにてライブ配
信いたします。

▶ 詳細はP9～10をご確認および本招集ご通知と
あわせてお送りする「株主総会ライブ配信の
ごあんない」をご参照ください。

株主総会后



株主総会模様の
事後配信を見る

プレゼンテーション
資料を見る

事前質問の
回答を見る

議決権行使結果
を見る

本株主総会の動画等を当行ウェブサイトで開
示いたします。
配信は準備が整い次第、7月上旬から開始する
予定です。

株主総会ページ
<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>



株 主 各 位

証券コード 8304
(発送日) 2024年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日) 2024年 5 月28日

東京都千代田区麹町六丁目1番地1
株式会社 **あおぞら銀行**
代表取締役社長 大見 秀人
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当行第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイト「第91期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。お手数ながらいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト 株主総会招集ご通知掲載サイト	https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/	
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
株式会社プロネクサス 株主総会資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/8304/tei/j/	

当日会場へのご出席をされない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権をご行使いただくことが可能ですので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
また、本株主総会は遠隔地の株主さまや、ご来場されない株主さまも参加可能な**株主総会ライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）を実施いたしますので、ご利用ください。**（9～10頁をご参照ください。）

敬 具

※議決権行使の方法につきましては、7～8頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

記

1 日 時	2024年 6 月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区紀尾井町1番4号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス
3 目的事項	報告事項 1. 第91期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第91期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限ります。）
- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の注記および計算書類の注記につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知）への記載を省略しております。
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト、東証ウェブサイトおよび株式会社プロネクサス株主総会資料掲載ウェブサイトとその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載することによりお知らせいたしますので、予めご了承ください。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知）をお送りしております。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（12～36頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございますが、当日会場へのご出席をされない場合は、**B**または**C**の方法で議決権のご行使をいただくようお願い申し上げます。

A

株主総会への出席による議決権行使

■株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参ください。

B

書面による議決権行使

■行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時15分まで

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

議決権行使書用紙に記入する際は、以下の点にご注意ください。

- 1. 議決権行使書用紙に記入する際は、以下の点にご注意ください。
- 2. 議決権行使書用紙に記入する際は、以下の点にご注意ください。
- 3. 議決権行使書用紙に記入する際は、以下の点にご注意ください。

第1号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）
機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権のご行使を行っていただくことも可能です。

C

インターネットによる議決権行使

■行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時15分まで

「スマート行使」による方法

1

議決権行使書用紙右下に記載のQRコード*を読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで簡単に議決権のご行使ができます。

ご注意

一度議決権をご行使いただいた後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

2

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1

インターネットによる議決権のご行使は、「スマート行使」による方法のほか、パソコン・スマートフォン・携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) をご利用いただくことによりのみ可能です。

2

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

1 インターネット等または書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。
① インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
② 書面（郵送）により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書用紙によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
③ インターネット等と書面（郵送）の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効とする取扱いとさせていただきます。
2 議案につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

7

8

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会ライブ配信について



本株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。

下記内容および本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会ライブ配信のごあんない」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）とは

- 
- 会場に来場されない株主さまがIDとパスワードによる株主確認を経たうえで、株主さま専用のウェブサイトで配信されるライブ配信動画をご視聴いただくものです。
 - 株主総会ライブ配信を利用しての株主さまのご参加は、会社法で定める出席には該当いたしません。したがって、当日は議決権のご行使ができませんので、2024年6月24日（月）午後5時15分までにインターネット等または書面（郵送）による議決権のご行使をお願いいたします。また、会社法上の質問、動議の提出はできませんが、ライブ配信動画を視聴しながら総会事務局にコメントを送信することができます。

株主総会ライブ配信参加方法

- 
- 株主総会ライブ配信により参加される株主さまは、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会ライブ配信のごあんない」を参照し、議決権行使書用紙に記載のID（株主番号）とパスワード（郵便番号）をログイン画面に入力してください。
 - 株主総会ライブ配信画面には、コメント入力欄があります。コメントは会社法上の株主総会での質問としては扱われませんが、いただいたコメントは、株主総会当日または後日当行ホームページにてご回答・ご紹介させていただくことを予定しております。なお、コメントに個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる等、不適切な内容のコメントにつきましてはご回答・ご紹介をいたしません。

株主総会ライブ配信に関するその他ご案内事項

- システム障害や通信環境により、映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合があります。また、通信環境やシステム障害等により株主さまが受けた被害については、当行は一切責任を負いかねます。
- 株主総会ライブ配信の利用に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主さまのご負担とさせていただきます。
- 株主総会ライブ配信をご視聴いただけるのは、2024年3月31日現在の当行株主名簿に記載された株主さまのみとさせていただきます。当該株主さま以外のご視聴はご遠慮ください。
- 株主総会ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。
- 株主総会ライブ配信の模様を録音、録画、公開することは、株主さまの肖像権を侵害する可能性があるため、禁止させていただきます。
- 株主総会ライブ配信の際は、会場後方から撮影し、会場に出席されている株主さまの容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう可能性がありますので予めご了承ください。

お問合せ先

■ID（株主番号）およびパスワード（郵便番号）について

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041（フリーダイヤル）
平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・休日を除く。）

■株主総会ライブ配信の視聴方法について

バーチャル株主総会ヘルプデスク
0120-245-022（フリーダイヤル）
6月5日（水）～6月24日（月）平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・休日を除く。）
6月25日（火）（株主総会当日）午前9時～株主総会終了の時まで

■株主総会全般について

あおぞら銀行 コーポレートコミュニケーション部総会担当
03-6752-1111（大代表）
平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・休日を除く。）

株主総会の状況の事後開示について

- 本株主総会の動画等を当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>）で開示いたします。配信は準備が整い次第、7月上旬から開始する予定です。

本株主総会に関するご連絡事項



お土産のご用意は
ありません



ドリンクコーナーは
設営いたしません



株主総会ライブ配信
(バーチャル株主総会「参加型」)
を実施いたします

株主総会会場におけるご留意事項について

- 会場においては常時換気や設備機器の消毒を行います。
- 総会中に体調が悪くなられた株主さまは、運営スタッフまでお声がけください。
- 総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- お土産のご用意はございません。
- ドリンクコーナー・リテールショールームの設営はいたしません。

株主総会当日までの情報更新について

- 本招集ご通知に記載の株主総会運営に関し、変更・内容更新する場合がございます。当日ご来場いただく際は、当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>）に掲載の最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



当行ウェブサイト「株主総会」ページ
<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>



以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。
このたび、取締役9名のご選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者の氏名等は以下のとおりであり、各取締役候補者に関する事項につきましては、13～30頁に記載のとおりであります。
なお、川島博政氏の選任の効力は、本招集ご通知58頁に記載の当行および株式会社大和証券グループ本社の2024年5月13日付資本業務提携契約に基づき、同社による、払込取扱金融機関に対する第三者割当増資に関する払込金額の総額の払込み（払込予定日2024年7月1日）が完了したことを条件として生ずることといたします。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における 地位および担当	取締役会への 出席状況	本定時株主総会 終結時の 在任期間
1	再任 社内 やま こうじ 山越 康 司	 取締役会長執行役員	当該事業年度に 開催された 取締役会13回 全てに出席	4年
2	再任 社内 おお み ひで と 大見 秀 人	 代表取締役社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	当該事業年度に 開催された 取締役会13回 全てに出席	3年
3	再任 社内 お はら まさ よし 小原 正 好	 代表取締役副社長執行役員	取締役就任以降 当該事業年度に 開催された 取締役会10回 全てに出席	1年
4	再任 社外 独立役員 たちばな ふ く し ま 橘・フクシマ・ さき え 咲江	 取締役	当該事業年度に 開催された 取締役会13回 全てに出席	2年
5	再任 社外 独立役員 たか はし ひで ゆき 高橋 秀 行	 取締役	取締役就任以降 当該事業年度に 開催された 取締役会10回 全てに出席	1年
6	再任 社外 独立役員 さい とう ひで あき 齋藤 英 明	 取締役	取締役就任以降 当該事業年度に 開催された 取締役会10回 全てに出席	1年
7	新任 社内 か とう たかし 加藤 尚	 専務執行役員	—	—
8	新任 社外 独立役員 ただ の こう いち 多田野 宏 一	 —	—	—
9	新任 社外 かわ しま ひろ まさ 川島 博 政	 —	—	—

取締役候補者

候補者番号

1

やまこしこうじ

山越 康司

61歳（1962年7月22日生）

再任

社内

■ 取締役在任年数

4年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
（2023年度）

当該事業年度に開催された取締役会
13回全てに出席



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行
2007年 4月	スペシャルファイナンス部長
2009年12月	スペシャルティファイナンス副本部長兼再生金融部長
2012年 7月	執行役員スペシャルティファイナンス副本部長
2012年11月	執行役員スペシャルティファイナンス本部長
2016年 7月	常務執行役員スペシャルティファイナンス本部長
2017年 1月	常務執行役員スペシャルティファイナンス本部長兼海外不動産ストラクチャードデット部長
2018年 7月	常務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
2019年 7月	専務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
2020年 6月	取締役専務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
2020年 7月	取締役専務執行役員事業法人営業本部長
2021年 6月	代表取締役副社長執行役員事業法人営業本部長
2021年 7月	代表取締役副社長執行役員
2024年 4月	取締役会長執行役員（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数	5,555株 上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。 （1株未満を切り捨てて記載しております。）
-------------------	---

■取締役候補者とした理由

当行入行以来、スペシャルティファイナンスを中心に様々な銀行業務に従事し、2012年7月に執行役員に就任、その後もスペシャルティファイナンス本部長や事業法人営業本部長として、当行の経営執行に携わっており、2021年6月からは代表取締役副社長就任、2024年4月からは取締役会長として、広範にわたる業務を通じて当行グループ経営全般に携わり、当行グループの業務に精通しており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■特別の利害関係

山越康司氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

山越康司氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

2023年度においては、代表取締役副社長として、重要な業務執行の方針を協議し決定するとともに、顧客保護委員会委員長として、お客様の最善の利益に資する議論を深めて参りました。また、当行の企業価値向上のためのアライアンス戦略を立案推進し、本年5月の大和証券グループ本社との資本業務提携を成就させるに至りました。
2024年度からは取締役会長として取締役会の議長を務め、取締役会の実効性の向上を通じたコーポレートガバナンスの強化に責務の軸足を移して参ります。取締役会の中立的な舵取り役として、業務を執行する側の取締役と執行を監督する立場の社外取締役との間における健全な牽制関係のもと建設的な討議が行われること、議案の重要度に応じた議論が尽くされるよう効果的な進行が行われること、活発な質疑応答を通じて各取締役の経験やスキルが発揮されること、等に意を用いて参ります。

候補者番号

2

お お み ひ で と
大 見 秀 人

58歳（1965年7月19日生）

再 任

社 内

■ 取締役在任年数

3年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
（2023年度）

当該事業年度に開催された取締役会
13回全てに出席



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行
2007年 8月	レバレッジファイナンス部長
2009年12月	事業ファイナンス部長
2011年10月	広島支店長
2012年11月	経営企画部長
2016年 7月	執行役員特命事項担当
2019年 7月	常務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当兼特命事項担当
2020年 6月	常務執行役員経営企画担当兼信託ビジネス本部長兼コーポレートセクレタリー室担当兼特命事項担当
2021年 4月	常務執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長兼経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
2021年 6月	代表取締役副社長執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長兼経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
2021年 7月	代表取締役副社長執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長
2022年 4月	代表取締役副社長執行役員法人営業推進本部長
2024年 4月	代表取締役社長執行役員チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数

10,311株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
（1株未満を切り捨てて記載しております。）

■取締役候補者とした理由

当行入行以来、事業法人営業部門および経営企画部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2016年7月に執行役員に就任以降も多様な部門で当行の経営執行に携わっており、2021年6月からは代表取締役副社長就任、2024年4月からは代表取締役社長チーフ・エグゼクティブ・オフィサーとして、当行グループ全体を統率し、当行グループの業務に精通しており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■特別の利害関係

大見秀人氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

大見秀人氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

2023年度は株主の皆さまのご期待に沿えない結果となったことについてあらためてお詫び申し上げます。
社会が大きく変わろうとしている今、「育てる」「変わる」「再生する」の各場面で、「あおぞら型投資銀行ビジネス」を通じて、当行グループが得意とする専門性の高いビジネスが社会の役に立つ時が来たと考えています。
大和証券グループ本社との資本業務提携により、「あおぞら型投資銀行ビジネス」の投融資を拡大できる資本と、銀証連携で得られる商品・サービスを得て、当行は日本経済の成長を取り込みながら単独では超えられない限界を上回る成長ができると確信しています。
日本経済の成長に貢献するとともに、企業価値の向上を通じて株主の皆さまに還元できるよう努めて参る所存です。

候補者番号

3

おはらまさよし
小原 正好

60歳（1963年8月28日生）

再任

社内

取締役在任年数
1年（本定時株主総会終結時）

取締役会等への出席状況
（2023年度）
取締役就任以降当該事業年度に開催された取締役会
10回全てに出席



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行
2011年10月	金融法人第一部長
2012年 7月	人事部長
2013年 8月	チーフ・リスク・オフィサー（CRO）副担当兼市場リスク管理部長
2014年 7月	執行役員マーケット本部長
2017年 7月	常務執行役員マーケット本部長
2018年 7月	常務執行役員チーフ・リスク・オフィサー（CRO）兼チーフ・クレジット・リスク・オフィサー（CCRO）
2019年 7月	専務執行役員チーフ・リスク・オフィサー（CRO）兼チーフ・クレジット・リスク・オフィサー（CCRO）
2021年 7月	専務執行役員チーフ・リスク・オフィサー（CRO）
2023年 6月	取締役専務執行役員チーフ・リスク・オフィサー（CRO）
2024年 4月	代表取締役副社長執行役員（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数	3,011株 上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。 （1株未満を切り捨てて記載しております。）
-------------------	---

■取締役候補者とした理由

当行入行以来、マーケット部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2014年7月に執行役員マーケット本部長に就任、その後もチーフ・リスク・オフィサー（CRO）やチーフ・クレジット・リスク・オフィサー（CCRO）として、2024年4月からは代表取締役副社長として、広範にわたる業務を通じて当行グループ経営全般に携わり、当行グループの業務に精通しており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■特別の利害関係

小原正好氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

小原正好氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

2023年度、当行は、将来のリスクを軽減し今後の成長をより確実なものとすることを目的として、米国オフィス向けノンリコースローンと有価証券ポートフォリオという二つのバランスシート上の課題に抜本的に取り組むこととしました。

また、リスクガバナンスを高める観点から、2024年度の業務運営計画の策定にあたり、取締役会においてリスクアペタイトフレームワークの明確化を議論し、基本方針として、“健全なリスクテイクを通じ、持続的かつ安定的な収益を積み上げ、自己資本充実と企業成長を図り、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」という当行グループの経営理念を実現する”と決めました。

当行の国内の顧客関連のビジネスは引き続き好調に推移しており、今般の資本業務提携によって、リスク許容度を回復させ、顧客のソーシングや商品供給力を更に高めることにより、あおぞら型投資銀行ビジネスの成長を加速させ、一層の企業価値向上に取り組んで参ります。

候補者番号

4

たちばな
橘

ふくしま
・フクシマ

さきえ
・咲江

74歳（1949年9月10日生）

再任

社外

独立役員

取締役在任年数
2年（本定時株主総会終結時）

取締役会等への出席状況
（2023年度）
当該事業年度に開催された取締役会
13回全てに出席



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 9月	ハーバード大学東アジア言語文化学科講師
1980年 6月	ブラックストン・インターナショナル株式会社入社
1987年 9月	ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
1991年 8月	日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
1995年 5月	コーン・フェリー・インターナショナル米国本社取締役
2000年 9月	日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
2001年 7月	同社代表取締役社長
2009年 5月	同社代表取締役会長
2010年 7月	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長（現職）
2011年 4月	公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月迄）
2016年 6月	ウシオ電機株式会社社外取締役（現職）（※）
2019年 6月	コニカミノルタ株式会社社外取締役
2020年 6月	九州電力株式会社社外取締役（現職）
2022年 6月	当行社外取締役（現職）

（※）ウシオ電機株式会社の社外取締役は、2024年6月27日開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任の予定。

候補者の所有する当行の株式の数
782株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
（1株未満を切り捨てて記載しております。）

■取締役候補者とした理由および期待される役割

橘・フクシマ・咲江氏は、米国上場企業コーン・フェリー・インターナショナルの米国本社の取締役および日本支社の社長および会長を務められるとともに、多くの国内上場企業の社外取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にグローバルな人財のマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスに関する知見を有し、2022年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいております。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■特別の利害関係および独立性に関する考え方

橘・フクシマ・咲江氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、橘・フクシマ・咲江氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。

同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

（注）橘・フクシマ・咲江氏の戸籍上の氏名は橘咲江であります。

株主の皆さまへ

激変するグローバルな経済環境の中で、米国不動産及び外国債券への厳しい対応を迫られ、社外取締役として、取締役会のみならず臨時会合を頻繁に開催し執行と真剣な議論を重ねた一年でした。同時に中長期的企業価値向上に向けて「あおぞら型投資銀行ビジネス」モデル確立のために、グループの強みを発揮する「3つの場面」として、「育てる」、「変わる」、「再生する」をキーワードに、各ビジネスの特徴を生かしつつグループ全体が横串を通し、お客様と共に成長するエコシステム構築戦略を立て、その中で、金融機関及び組織としての強み、弱みの再確認、市場動向も踏まえて、他社との提携も含めた多様な選択肢も議論しました。戦略は実行と成果が全てであり、今後も米国企業も含む30年のコーポレート・ガバナンス及び人的資本ビジネスの経験を生かして、投資家である株主の皆さまの視点を持ち、企業価値最大化に向けて「攻めと守りの戦略実行」の監督に微力ながら努力する所存です。

候補者番号

5

た か は し ひ で ゆ き

高橋 秀行

67歳（1957年4月20日生）

再任

社外

独立役員

取締役在任年数

1年（本定時株主総会終結時）

取締役会等への出席状況
(2023年度)

取締役就任以降当該事業年度に
開催された取締役会
10回全てに出席



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
2007年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 執行役員企画グループシニアコーポレートオフィサー
2009年 4月	同行常務執行役員（金融法人担当）
2010年 4月	同行常務執行役員（財務主計グループ担当・CFO）
2012年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員グループCFO
2013年 4月	同社取締役副社長グループCFO
2014年 4月	同社取締役
2014年 6月	同社取締役会副議長、監査委員会委員長、リスク委員会委員長
2017年 6月	みずほ総合研究所株式会社（現みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社） 代表取締役社長
2019年 6月	共立株式会社取締役会長 株式会社サンシャインシティ社外取締役（現職）
2020年 6月	阪和興業株式会社社外監査役（現職） 株式会社WOWOW社外取締役・監査等委員（現職）
2022年 1月	トパーズ・アドバイザリー株式会社代表取締役社長
2023年 1月	トパーズ・キャピタル株式会社顧問
2023年 6月	当行社外取締役（現職）

候補者の所有する当行の株式の数	61株 上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。 (1株未満を切り捨てて記載しております。)
------------------------------	--

■取締役候補者とした理由および期待される役割

高橋秀行氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長グループCFO、同社取締役会副議長およびみずほ総合研究所株式会社代表取締役社長を務められ、銀行業のほか、事業会社における経営者として豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に金融機関の財務会計ならびにコーポレート・ガバナンスに関する知見を有し、2023年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

■特別の利害関係および独立性に関する考え方

高橋秀行氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、高橋秀行氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

日経平均株価が34年ぶりに高値を更新し、日銀がマイナス金利政策の解除を決める等、今、日本経済は大きな転換点にあります。一方で、地政学リスクの顕在化や温暖化による異常気象、デジタル化による競争環境の激変等、グローバル経済はますます不透明感を増しています。当行はこの様な経営環境に対応するために2023年度決算においてバランスシート上の課題に対する抜本的な取組みを実施し、将来リスクを大きく軽減いたしました。この決定にあたっては、監査コンプライアンス委員会での検証、取締役会での議論を行ってまいりました。2024年度は、大見新社長の下でバランスシート of リスク構造の再構築を実施し、当行の強みである「あおぞら型投資銀行ビジネス」を中心とした顧客関連ビジネスを更に成長させる戦略を強力に推進する方針です。この様な厳しい経営環境に対応するには、スピード感とレジリエントな対応力を持ったガバナンス態勢が必要であり、私は社外取締役として監督・モニタリング面を中心に当行の持続的成長に貢献できる様に頑張る所存です。

候補者番号

6

さいとう ひであき
齋藤 英明

61歳（1963年5月6日生）

再任

社外

独立役員

■ 取締役在任年数 1年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
（2023年度） 取締役就任以降当該事業年度に
開催された取締役会
10回全てに出席

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 農林中央金庫入庫
1989年 4月 大蔵省（現財務省）銀行局調査課調査主任
1998年 4月 株式会社ボストン コンサルティング グループ入社
2006年 7月 同社パートナー&マネージングディレクター
2010年 4月 シスコシステムズ合同会社常務執行役員
2011年 4月 同社専務執行役員
2013年 2月 ネクスティア生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO
2019年 7月 ベイン・アンド・カンパニーパートナー
2021年 8月 ジャパンシステム株式会社取締役代表執行役社長（現職）
2022年 1月 株式会社ネットカムシステムズ代表取締役（現職）
2023年 5月 株式会社Blueship代表取締役
2023年 6月 当行社外取締役（現職）
2024年 3月 株式会社Blueship取締役代表執行役（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数

154株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
（1株未満を切り捨てて記載しております。）

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割

齋藤英明氏は、アクサダイレクト生命保険株式会社代表取締役社長、ジャパンシステム株式会社取締役代表執行役社長ならびに複数のコンサルティング会社のパートナーを務められ、事業会社の経営者および戦略コンサルタントとしての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にDX/ITに関する知見を有し、2023年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

齋藤英明氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、齋藤英明氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

昨年6月に当行の取締役に就任して以来、取締役会での議論を中心に当行の経営に関する様々な分野に対する適切な監督・モニタリングを心掛けて参りました。2023年度の決算に関しては正確な事実認識に基づく客観的な判断と、中期的な成長のシナリオについて議論をして参りました。重要な経営課題については、取締役会の場に加えて担当部門と直接議論することにより、適切なモニタリングができるように、より現場に近い課題構造の把握に努めてきました。例えばITについては、あおぞら銀行らしさを発揮するために強化すべき分野、効率を追求すべき分野等の議論を深めました。昨年就任時に申し上げましたとおり、私がこれまで様々な業界・業態で経験してきたエッセンスを当行の企業価値極大化に向けて提供して参ります。

候補者番号

7

かとうたかし

加藤 尚

59歳（1965年1月20日生）

新任社内

取締役在任年数

—

取締役会等への出席状況
(2023年度)

—



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年	4月	当行入行
2010年	8月	資金証券部長
2012年	7月	マーケット副本部長兼資金証券部長
2014年	7月	マーケット副本部長
2016年	7月	執行役員関西支店長兼関西金融法人部長
2018年	7月	執行役員マーケット本部長
2019年	7月	常務執行役員マーケット本部長
2021年	7月	専務執行役員金融法人・地域法人営業本部長
2023年	7月	専務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当（現職）

■候補者の所有する当行の株式の数	6,664株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。 (1株未満を切り捨てて記載しております。)	

■取締役候補者とした理由

当行入行以来、マーケット部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2016年7月に執行役員就任以降も、マーケット本部長や金融法人・地域法人営業本部長として、また、現在は経営企画担当の専務執行役員として、当行の経営執行に携わっており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■特別の利害関係

加藤尚氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

加藤尚氏は、現在、当行の専務執行役員であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

私は1989年に当行に入行しました。マーケット部門、事業法人・金融法人営業等に従事したのち、2016年7月に執行役員関西支店長を拝命。その後、マーケット本部長、地域法人・金融法人営業本部長、現職の経営企画・コーポレートセクレタリー部門担当を務めて参りました。粘り強く続くインフレ環境を含めたポストコロナでのグローバルな社会・金融環境の大きな変化が続く中、2023年度は一部資産の引当・損失処理に踏み切ったことにより、499億円の損失の計上、下期配当を見送りとさせていただき、株主の皆さまには大変なご心配、ご迷惑をお掛けいたしました。経営企画担当として心よりお詫び申し上げます。2024年度はいよいよ日本銀行による金融政策の正常化も開始され、我々のホームグラウンドである国内金融市場でも引き続き大きな変化・胎動が見込まれます。チーフ・フィナンシャル・オフィサーとして、一日も早く株主の皆さまを筆頭とするステークホルダーの信頼を回復するべく、引き続き全力で業務に取り組んで参ります。

候補者番号

8

た だ の こ う い ち
多 田 野 宏 一

69歳（1954年7月3日生）

新任

社外

独立役員

取締役在任年数 —

取締役会等への出席状況
(2023年度) —

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	丸紅株式会社入社
1988年 6月	株式会社多田野鉄工所（現株式会社タダノ）入社
1991年 6月	株式会社タダノ社長室長
1997年 1月	ファウンGmbH（現タダノ・ファウンGmbH）取締役社長
1997年 6月	株式会社タダノ取締役
1999年 4月	同社取締役執行役員常務
2001年 4月	同社取締役執行役員専務
2002年 4月	同社代表取締役執行役員専務
2003年 6月	同社代表取締役社長
2021年 4月	同社代表取締役会長（現職）

候補者の所有する当行の株式の数

—

■取締役候補者とした理由および期待される役割

多田野宏一氏は、株式会社タダノ代表取締役社長、同社代表取締役会長を務められ、長年に亘り事業会社のトップ経営者としてリーダーシップを発揮し、経営全般に関する豊富な経験・実績と優れた見識に加え、グローバルビジネスに関する知見を有しております。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

■特別の利害関係および独立性に関する考え方

多田野宏一氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本議案が承認可決され、多田野宏一氏が社外取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

2003年から2021年までの18年間、クレーン車などLifting Equipmentを設計製造販売する株式会社タダノの社長を務めてまいりました。その間、日本国内向け売上を維持しながら海外向け売上を伸ばすことに注力し、就任当時3割だった海外売上が現在では2/3を占めるまでになりました。設備投資産業とも言えるメーカーの経営では、常に中長期的な目線とグローバルな視野が要求されており、そこで培った経験が活かせると考えております。

今、世界は地政学的リスクの高まりと共に、AIなどデジタル化の技術革新が急速に進んでおり、複雑・高速・極端に変化する歴史的に見ても大きな転換点を迎えております。金融機関は未経験の分野ながら、異なる観点から企業価値の向上に向けて、経営の監督と支援に努力をしまいる所存です。

候補者番号

9

かわしまひろまさ

川島博政

55歳（1968年7月18日生）

新任

社外

取締役在任年数

—

取締役会等への出席状況
(2023年度)

—



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月	大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社
2012年10月	株式会社大和証券グループ本社秘書室長 大和証券株式会社秘書室長
2016年 4月	株式会社大和証券グループ本社内部監査部長 大和証券株式会社内部監査部長
2020年 4月	大和証券株式会社監査役（非常勤） 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社監査役（非常勤）
2020年 6月	株式会社大和証券グループ本社取締役
2024年 4月	株式会社大和証券グループ本社執行役員（現職） 大和証券株式会社常務執行役員（現職）

候補者の所有する当行の株式の数

—

取締役候補者とした理由および期待される役割

川島博政氏は、株式会社大和証券グループ本社において人事部門、投資銀行部門の業務に携わった後、同社の秘書室長、内部監査部長を歴任、現在は執行役員を務められており、人事部門・内部監査部門をはじめ豊富な経験・知識を有しております。当行は、2024年5月13日に株式会社大和証券グループ本社と資本業務提携契約を締結しており、同社が指名する同氏が社外取締役として経営に参画することで、当行経営に対する適切な助言を通して、両者の連携を更に深め当該提携の目的の達成をより強固にすることが期待されるため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係

川島博政氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本議案が承認可決され、川島博政氏が社外取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。
本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、当行は、当該保険契約を任途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(注) 川島博政氏の選任の効力は、本招集ご通知58頁に記載の当行および株式会社大和証券グループ本社間の2024年5月13日付資本業務提携契約に基づき、同社による、払込取扱金融機関に対する第三者割当増資に関する払込金額の総額の払込み（払込予定日2024年7月1日）が完了したことを条件として生ずることといたします。

株主の皆さまへ

私は、1992年に大和証券に入社以来、主に人事部門、投資銀行部門の業務に携わり、秘書室長、内部監査部長の職務を経た後、2020年4月からは大和証券の監査役、同年6月からは大和証券グループ本社の取締役を4年間にわたり務めました。現在は大和証券グループの企画副担当、人事副担当、法務担当の役割を担っております。当行と大和証券グループの資本業務提携により、異なる強みや経営資源を有する両者が協業することで、個人・法人のお客さまが取り組む課題に対するコンサルティング力及びソリューション力を向上させることが可能になると考えております。これまで証券会社において培った経験や知見を活かすことで、両者の協業をより一層深め、当行の企業価値の向上に尽力して参る所存です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役井上寅喜氏が任期満了となりますので、このたび、監査役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

いのうえとらき

井上寅喜

67歳（1956年9月6日生）

再任

社外

独立役員

■ 監査役在任年数

8年（本定時株主総会終結時）

■ 監査役会等への出席状況
（2023年度）

当該事業年度に開催された監査役会
14回全てに出席
当該事業年度に開催された取締役会
13回全てに出席



■略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年12月	公認会計士登録
1987年 6月	アーサーアンダーセン・ニューヨーク事務所駐在
1995年10月	アンダーセン ナショナル・パートナー
1997年10月	同ワールドワイド・パートナー
1999年 7月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
2008年 7月	井上寅喜公認会計士事務所所長（現職）
2010年 6月	株式会社アカウンティングアドバイザリー代表取締役社長（現職）
2011年 6月	パイオニア株式会社社外監査役
2011年 9月	G L P 投資法人監督役員（現職）
2012年 4月	中央大学専門職大学院国際会計研究科客員教授
2013年 4月	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師
2016年 3月	花王株式会社社外監査役
2016年 6月	当行社外監査役（現職）
2017年 4月	中央大学専門職大学院国際会計研究科兼任講師
2018年10月	株式会社Kyulux常任監査役（現職）
2020年11月	株式会社エトヴォス社外監査役（現職）
2024年 6月	北越コーポレーション株式会社社外監査役（予定）（※） （※）2024年6月27日開催予定の北越コーポレーション株式会社の定時株主総会にて同社社外監査役に選任予定

■ 候補者の所有する当行の株式の数	273株 上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。 （1株未満を切り捨てて記載しております。）
-------------------	---

■監査役候補者とした理由

公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外監査役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。

■特別の利害関係および独立性に関する考え方

井上寅喜氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
同氏は、社外監査役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、井上寅喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。
同氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主の皆さまへ

2023年度の決算においてバランスシート上の課題を先送りせず適切なタイミングで決算処理が実施されました。
私は、会社から独立した立場で、公正かつ客観的な視点から、これら一連の処理にあたり取締役会及び取締役会懇談会等での執行取締役と社外取締役の議論や意思決定の過程についてモニタリングを行い、適切な対応であることを確認いたしました。また、これらの会計処理に関しては、複数回にわたり会計監査人から監査の方法及び監査結果の聴取を行うとともに意見交換を実施することで会計処理の適切性を確認いたしました。
社外監査役の役割としては、取締役会等への出席、執行部門からの業務運営に関する報告の徴求などを通じて、今後の事業提携を含む事業戦略及び業務運営が適切に実践されていることをモニタリングし、必要に応じて積極的に意見をすることが大事であると考えています。私の会計・財務・企業経営における経験に基づきモニタリングを継続することにより、当行の発展に貢献できるように全力を尽くすつもりです。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名のご選任をお願いしたいと存じます。

候補者姫野浩二氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者、候補者岡研三氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

候補者番号

1

ひめのこうじ

姫野 浩二

56歳（1967年12月3日生）

社内



■略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行
2011年10月	人事部担当部長
2013年 8月	上野支店長
2014年10月	営業第二部担当部長
2016年 7月	チーフリスクオフィサー附担当部長兼チーフクレジットオフィサー附担当部長
2017年 1月	信用リスク管理部担当部長
2019年 4月	金沢支店長
2021年 4月	管理部共同部長
2021年 7月	管理部長
2024年 4月	監査役室副室長（現職）
2024年 7月	監査役室長（予定）

■ 候補者の所有する当行の株式の数

200株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と従業員持株会における持分を合算して記載しております。

（1株未満を切り捨てて記載しております。）

■補欠監査役候補者とした理由

銀行業務に関する知識および経験を有しており、当行の社外監査役以外の監査役にふさわしいと判断し、補欠監査役の候補者としております。

■特別の利害関係

姫野浩二氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、姫野浩二氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

同氏が監査役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、同氏の監査役への就任の有無・時期にかかわらず、当行は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

2

お か け ん ぞ う

岡 研 三

66歳（1957年7月14日生）

社 外



■略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社青春出版社入社
1997年 4月	公認会計士登録
1998年10月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2000年 5月	センチュリー監査法人パートナー
2008年 7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2016年 6月	日本公認会計士協会東京会千代田会会長
2019年12月	公認会計士試験委員（現職）
2020年 7月	岡研三公認会計士事務所開設（現職）
2022年 1月	公認不正検査士登録
2023年 6月	横浜新都市センター株式会社監査役（現職）
2023年 9月	公立大学法人横浜市立大学監事（現職）

候補者の所有する当行の株式の数

100株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式を記載しております。
（1株未満を切り捨てて記載しております。）

■補欠監査役候補者とした理由

岡研三氏は、公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実務、見識を有し、当行の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠社外監査役の候補者としております。

■特別の利害関係および独立性に関する考え方

岡研三氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
補欠監査役候補者の同氏は、補欠社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、岡研三氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。
同氏が監査役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、同氏の監査役への就任の有無・時期にかかわらず、当行は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

以下のご参考 1～4（37～40頁）に記載の事項は、当行の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」から抜粋したものです。

ご参考 1 取締役会の構成

1. 取締役の総数は、定款上の員数である12名以内といたします。
2. 取締役候補の指名は「取締役・監査役候補の指名と、CEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての基本方針」に基づき行います。
3. 取締役会は、当行グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、ダイバーシティとコンビネーションを考慮した構成といたします。
4. 取締役会の構成は、業務執行に精通した社内取締役と、客観的な立場から経営を監督する社外取締役で構成いたします。また、社外取締役の独立性判断については、「社外取締役及び社外監査役の独立性基準」に基づいて行い、独立社外取締役の比率を原則として2分の1以上といたします。

ご参考 2 取締役・監査役候補の指名と、CEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての基本方針

取締役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 経営判断能力を有し、先見性、洞察性に優れていること
3. 当行の取締役としての使命感があること
4. 株主をはじめとしたステークホルダーの信任を得られること
5. 社外取締役においては、マネジメントに対する監督並びに適切なアドバイスができること

なお、取締役会は、当行グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、ダイバーシティとコンビネーションを考慮した構成としております。

監査役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 金融に関する主要な法令・諸規則及び財務・会計に関する知見を有していること
3. 独立性の観点から公正不偏の態度を保持できること
4. ステークホルダーの信任を得られること
5. 経営の健全性と透明性を確保することを目的として、株主、取締役会、マネジメントとの円滑な対話ができること

取締役・監査役の再任

取締役及び監査役の再任にあたっては、毎年度、上記基本方針、任期中の実績や経営への寄与を勘案いたします。

常勤取締役の役位における最長在任期間はマネジメントコミッティー内規にて定めます。

社外取締役の最長在籍期間は、10期10年とします。

社外監査役の最長在籍期間は、3期12年とします。

経営陣幹部（業務執行役員）の選解任に関する基本方針

- (1) 選任に関する基本方針
 1. 業務運営を適切に遂行する優れた識見、知見を有していること
 2. 業務運営における適切な判断力を有し、先見性・洞察性に優れていること
 3. 部下に対する統率力があり、経営戦略上重要なマネジメントを担うことが期待できること
- (2) 解任に関する基本方針
 1. 公序良俗に反する行為を行った場合
 2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
 3. 職務を懈怠すること等により、著しく企業価値を毀損させた場合

CEOの選解任に関する基本方針

- (1) 選任に関する基本方針

経営陣幹部の選任に関する基本方針に加え、

1. 経営トップとして特にリーダーシップに優れていること
2. 経営における豊富な経験と実績を有していること
3. 当行企業価値の継続的な向上に最適であること

- (2) 解任に関する基本方針

経営陣幹部の解任に関する基本方針に加え、

1. 経営トップとしてのリーダーシップを十分に発揮していないと認められる場合
2. 株主の負託に応えられずCEOにふさわしくないと判断された場合

CEOの後継者計画の策定について

将来の円滑な業務承継に向けて、当行企業価値の継続的な向上に貢献できるCEO人材を確保することを目的として、下記内容を盛り込んだ後継者計画を定めます。

1. ロードマップを含む全体方針
2. 戦略の方向性と環境変化を踏まえたCEOに求められる要件
3. 候補者の選定と育成計画

ご参考 3 取締役候補等の指名の手続

取締役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての手続

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、取締役候補の指名・CEO並びに経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会に意見具申いたします。

取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、取締役候補の指名・CEO並びに経営陣幹部の選任の是非を、その指名・選任の基本方針に基づき判断いたします。

また、取締役会は、CEO並びに経営陣幹部が解任の基本方針に記載ある事項に該当する場合、原則として指名報酬委員会の意見具申に基づき、対象者の解任の是非を判断いたします。

監査役候補の指名を行うに当たっての手続

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、監査役（会）の意見も尊重し、監査役候補の指名について審議し、取締役会に意見具申いたします。

取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、監査役会の同意を得たうえで、その指名の基本方針に基づき判断いたします。

ご参考 4 社外取締役および社外監査役の独立性基準

社外取締役、社外監査役、またはその候補者が、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当行に対する独立性を有するものと判断いたします。

1. (1) 当行または子会社の、業務執行者（業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人）、または、その就任前10年間においても当行または子会社の業務執行者であった者

(2) その就任の前10年内のいずれかの時において当行またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間において当行またはその子会社の業務執行者であった者
2. 当行または子会社の主要な取引先（当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上）またはその業務執行者である者
3. 当行または子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年平均で10百万円以上）を得ている、コンサルタント、会計専門家または法律専門家。または、当行または子会社から多額の金銭その他の財産（当該財産を得ている団体の連結売上高の2%以上）を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等に所属する者
4. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
 - (1) 当行の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当行の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - (3) 当行の兄弟会社の業務執行者
5. 上記1から4について、最近において該当していた場合（最近においてとは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先の業務執行者である者は独立性を有さない）
6. 上記1から5について、近親者（配偶者または二親等以内の親族、重要でない者を除く）が該当している場合（重要な者とは、例えば、各会社の役員・部長クラスの者、上記3の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者）
なお、上記1については現在該当している場合

ご参考 5 取締役・監査役のスキル・専門性

当行は、監査役会設置会社として取締役会ならびに監査役・監査役会を設置し、経営の規律性と相互牽制を確保するコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

取締役会は、効率性と客観性・透明性を確保する観点から、業務執行に精通した社内役員と客観的な立場から経営を監督する社外役員から構成されており、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図っていくために、金融機関経営の根幹となる「企業経営」、「金融」、「財務会計」、「法務・コンプライアンス/リスク管理」、「人的資本」等に関する豊富な知見に加え、より高い専門性が必要とされる「グローバル」、「IT/DX」、「サステナビリティ」を掲げております。

氏 名		委員に就任予定の委員会		
		指名報酬委員会	監査コンプライアンス委員会	
取締役	社内取締役	 山越 康司		
		 大見 秀人	●	
		 小原 正好		
		 加藤 尚		
	社外取締役	 橘・フクシマ・咲江 独立役員	● 委員長	
		 高橋 秀行 独立役員		● 委員長
		 齋藤 英明 独立役員	●	
		 多田野 宏一 独立役員		●
		 川島 博政		
	社内監査役	 橋口 悟志		オブザーバー参加
監査役	社外監査役	 井上 寅喜 独立役員		オブザーバー参加
		 前田 純一 独立役員		オブザーバー参加

取締役・監査役の専門性								
	企業経営	金融	財務会計	法務・コンプライアンス リスク管理	人的資本	グローバル	IT/DX	サステナビリティ
	●	●		●		●		
	●	●				●	●	
		●		●	●			●
		●		●		●		
	●				●	●		●
	●	●	●	●			●	
	●	●				●	●	
	●					●		
		●		●	●			
		●		●		●		
	●		●	●		●		
	●	●		●	●			

※取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

1 当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

[金融経済環境]

当期における世界経済を見ると、インフレに伴い利上げを継続的に実施していた欧米主要国の中央銀行が、景気減速等への懸念を背景に年度半ば以降は軒並み政策金利を据え置きました。また、地政学リスクへの警戒感は継続しており、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化等による世界経済への影響が懸念されております。国内経済においては、経済正常化へ向けた動きにより回復基調が継続し、物価上昇を背景に大手企業では賃上げ率が30年ぶりの高水準となりました。これに伴い、日本銀行は賃金と物価の好循環が強まり、2%の物価安定目標が持続的・安定的に実現する見通しとなったとして、「マイナス金利政策」の解除など大規模な金融緩和政策の終了を決定しました。

金融市場においては、国内の長期金利（10年国債利回り）が期初0.3%台でしたが、10月の日銀金融政策決定会合において長期金利の1%超えを許容することが決定されると0.9%台まで上昇しました。その後は低下に転じ、3月に大規模金融緩和政策の終了が決定されたものの期末は0.7%台となりました。日経平均株価は、東証の低PBR改善要請等を背景に堅調に推移、期初の28,000円台から6月には33,000円台まで回復しました。その後も上昇が継続、2月には1989年以来の史上最高値を更新、期末は40,000円台を上回りました。ドル円相場は、米国長期金利の上昇を背景に円安進行が継続、期初の130円台前半から11月には150円台前半となりました。その後、米国長期金利の低下に伴い円高に転じたものの、3月の日銀金融政策変更後も当面緩和的な金融環境の継続が確認されると期末には再び150円台前半となりました。

米国では、年度前半においてFRB（米連邦準備理事会）が景気の底堅さを背景に利上げを実施し、長期金利（10年米国債利回り）は期初の3.3%台から10月には5%を超える水準まで上昇しました。その後FRBは政策金利据え置きを継続、利下げ観測が強まり期末には4%台前半となりました。米国オフィス不動産市況は、このような金利上昇やCOVID-19による在宅勤務の浸透を背景に価格は下落、市場の流動性は極めて低い状況が継続しましたが、金利上昇ペースの落ち着きや一部地域で在宅勤務からオフィス回帰が進むなどにより徐々に売買事例が出始める動きもみられています。米国株式市場は、堅調に推移しダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価は期初の33,000ドル台から7月には35,000ドルまで回復しました。その後、長期金利上昇を背景に下落基調となりましたが、利下げ観測が強まると再び上昇し2月には史上最高値を更新、期末は39,000ドル台まで上昇しました。

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行、連結子会社25社及び持分法適用関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、金融商品取引業務、信託業務、投資運用業務、投資助言業務、M&Aアドバイザリー業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービスに係る事業や債権管理回収業務を行っております。

[当期の経営成績及び財政状態]

当期（2023年度）の当行グループの経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

(i) 経営成績

連結粗利益	509億円	親会社株主に帰属する当期純利益	△499億円
前年度比	△86億円	前年度比	△586億円
連結実質業務純益	△85億円	普通株式1株当たり年間配当金	76円
前年度比	△111億円	うち期末配当金1株当たり	0円

(単位：億円)

	2022年度	2023年度	増減
連結粗利益 ※ 1	595	509	△86
資金利益	510	420	△90
非資金利益	84	88	3
経費	△593	△618	△24
持分法による投資損益	23	23	△0
連結実質業務純益 ※ 2	25	△85	△111
与信関連費用	△17	△469	△452
株式等関係損益	84	16	△68
その他の臨時損益	△20	△9	11
経常利益又は経常損失 (△)	73	△548	△621
特別損益	△0	16	16
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	73	△531	△605
法人税等合計	△6	14	21
当期純利益又は当期純損失 (△)	66	△517	△583
非支配株主に帰属する当期純損失	20	18	△2
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	87	△499	△586

参考：ビジネス利益（連結実質業務純益＋株式等関係損益：管理会計ベース）

	2022年度	2023年度	増減
顧客関連ビジネス（マーケット・リテール業務除く）	338	428	89
リテール業務	△52	△41	10
マーケット関連業務	△175	△456	△280

※ 1 連結粗利益＝（資金運用収益－資金調達費用）＋（信託報酬＋役員取引等収益－役員取引等費用）
＋（特定取引収益－特定取引費用）＋（その他業務収益－その他業務費用）

※ 2 連結実質業務純益＝連結粗利益－経費＋持分法による投資損益

※ 3 科目にかかわらず収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしております。

当期の連結粗利益は509億円（前期比86億円減）、連結実質業務純益は△85億円（前期は25億円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は499億円（前期は87億円の利益）となりました。

顧客関連のビジネス利益は、前期比89億円増加の428億円と、あおぞら型投資銀行ビジネスを中心に大幅増加となりました。

連結粗利益のうち資金利益は、運用残高の増加及び利鞘の増加により貸出金に係る利益が増加（前期比約70億円増）となる一方、米国金利上昇に伴う利鞘縮小により有価証券に係る利益が減少（前期比約80億円減）したこと及び海外金利上昇による手元流動性を含むその他資産に係る資金利益が減少（前期比約80億円減）したことにより、前期比90億円減少の420億円となりました。非資金利益は、LBO案件実行に伴う貸出関連手数料やGANBの受取手数料が堅調に推移（前期比170%の実績）したこと等により役務取引等利益が前期比70億円増加する一方、有価証券ポートフォリオの再構築に伴い外貨ETF、モーゲージ債を中心に売却損を計上した結果、国債等債券損益が前期比74億円減少する等により前期比3億円増加の88億円となりました。

経費は、人的資本への投資を継続しており、人件費が前期比11億円増加し、618億円（前期比24億円増）となりました。

持分法による投資損益は23億円の利益を計上し、連結実質業務純益は△85億円（前期は25億円の利益）となりました。

与信関連費用は、フォワードルッキングの観点から米国オフィス向け不動産ノンリコースローンの評価の見直し等を実施し追加引当による備えを強化した結果、469億円の費用（前期は17億円の費用）となりました。株式等関係損益は、16億円の利益（前期比68億円減）を計上しました。

この結果、経常損失は548億円（前期は73億円の利益）、税金等調整前当期純損失は531億円（前期は73億円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は499億円（前期は87億円の利益）となりました。

1株当たり当期純損失は427円22銭（前期は1株当たり当期純利益74円67銭）となっております。2023年度の普通株式1株当たり年間配当は76円といたしました。

セグメント毎のビジネス利益（損失） (単位：億円)			
	2022年度	2023年度	増減
法人営業グループ	30	65	35
ストラクチャードファイナンスグループ	189	278	89
国際ビジネスグループ	157	112	△45
マーケットグループ	△175	△456	△280
カスタマーリレーショングループ	△24	△29	△5

当行グループは、「法人営業グループ」「ストラクチャードファイナンスグループ」「国際ビジネスグループ」「マーケットグループ」「カスタマーリレーショングループ」を報告セグメントとしております。

各報告セグメントは、以下のビジネスグループにより構成されています。

- 法人営業グループ
- ： 事業法人営業グループ、M&Aアドバイザリーグループ
- ストラクチャードファイナンスグループ
- ： 事業ファイナンスグループ、環境ビジネスグループ、スペシャルシチュエーションズグループ、不動産ファイナンスグループ
- 国際ビジネスグループ
- ： 国際ビジネスグループ、アジアインベストメントグループ

- マーケットグループ
- ： ファイナンシャルマーケットグループ
- カスタマーリレーショングループ
- ： 金融法人・地域法人営業グループ、個人営業グループ

報告セグメント毎のビジネス利益又は損失は、連結粗利益、持分法による投資損益及び株式等関係損益を合計した金額を「ビジネス収益」とし、ビジネス収益－経費で算定しております。

(ii) 財政状態

当期末の総資産は、7兆6,030億円（前期末比4,189億円増）となりました。貸出金は、4兆712億円（前期末比1,899億円増）となりました。このうち国内向け貸出は前期末比879億円増加、海外向け貸出は1,019億円増加しました。

有価証券は、1兆1,865億円（前期末比921億円減）となっております。

負債合計は、7兆2,119億円（前期末比4,589億円増）となりました。コア調達（預金・譲渡性預金及び社債の合計）は5兆9,577億円（前期末比3,126億円増）、うち個人預金残高は3兆6,548億円（前期末比848億円減）となりました。

純資産は、利益剰余金の減少634億円、その他の包括利益累計額の増加90億円及び非支配株主持分の増加142億円により、前期末比400億円減少の3,910億円となりました。1株当たり純資産額は3,285円94銭（前期末は3,751円95銭）となっております。

[経営理念]

あおぞらミッション（存在意義）

- ・新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する

あおぞらビジョン（目指す姿）

- ・時代の変化に機動的に対応し、常に信頼され親しまれるスペシャリティー高い金融グループであり続ける

あおぞらアクション（行動指針）

- ・ユニークで専門性の高い金融サービスを提供する
- ・迅速に行動し、粘り強く丁寧に対応する
- ・チームワークを重視し、みんなで楽しく仕事をする
- ・仲間の多様な生き方、考え方、働き方を尊重し、仲間の成長を支援する
- ・過去を理解し未来志向で今日の課題に取り組む
- ・創意工夫で新規領域にチャレンジする
- ・社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する

[対処すべき課題等]

(i) 対処すべき課題

- 2023年度は、バランスシート上の課題であった、米国オフィス向け不動産ノンリコースローンへの引当および有価証券ポートフォリオの再構築を行い、将来リスクを大きく削減したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は499億円の純損失となりました。これらは、①特定分野においてリスクテイクが過大であったこと、②想定を超えるマーケットの変動に備えた実効的な対応策が不十分であったこと、に起因すると考えています。
- これらの反省を踏まえ、リスクアパタイト基本方針を明確に定め、2024年度のリスクテイク方針として、①国内中心の「あおぞら型投資銀行ビジネス」に対し重点的に資本・リソースを配分、資本効率を勘案しながら投融資を伸ばし、収益を確実に拡大する、②海外投融資については、為替動向等に引き続き留意し、円建てベースでのエクスポージャーコントロールに努め、全体として抑制運営とする、③マーケット部門は適正な内外比率により中長期的に持続可能な収益を目指した有価証券ポートフォリオの再構築を図る、としました。
- 「あおぞら型投資銀行ビジネス」を中心とした顧客関連ビジネスは順調に推移しており、今年度も重点的にリソースを配分し、お客さまの事業や資産を「育てる」「変わる」「再生する」取組みを強力に推進してまいります。「育てる」ではスタートアップ支援・育成が本格化する中、あおぞらスタートアップエコシステム支援体制を拡充し、当行グループの特長あるスタートアップ支援を進めます。「変わる」では社会が大きく変り始めたことで、M&Aを利用した企業再編が活発化しており、LBOファイナンスを始めお客さまの様々なニーズにお応えします。「再生する」場面においては当行グループの「あおぞら債権回収」が長年の実績を有しています。地域金融機関ネットワークを活用し、地域金融機関や経営不振企業が抱える再生ファイナンスニーズに積極的に取り組んでまいります。
- 人的資本投資を継続するとともに、注力分野へのリソースシフトを実施します。
- サステナビリティへの取組みにつきましては、あおぞらサステナビリティ目標を着実に進捗させてまいります。

リスクアパタイト方針および2024年度リスクテイク方針

リスクアパタイト基本方針

資本・バランスシート・リソース等の経営資源の効率的な管理活用と健全なリスクテイクを通じ、持続的かつ安定的な収益を積み上げ、自己資本充実と企業成長をはかり、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」という当行グループの経営理念実現する

リスクアパタイト方針（中期の方針）

- 米国オフィス向け不動産ノンリコースローン、有価証券ポートフォリオ運営について、海外アセットへの傾斜を是正し、バランスシート上の課題を確実に解決する
- 「あおぞら型投資銀行ビジネス」に経営資源を重点配分し、お客さまの事業や資産を「育てる」「変わる」「再生する」取組みにより、経営理念の実現に繋げる
- リスク管理能力、経営体力の範囲内でのリスクテイクにより、持続的かつ安定的な収益を確保し、自己資本の充実を図る

2024年度のリスクテイク方針

- 国内中心の「あおぞら型投資銀行ビジネス」に対し重点的に資本・リソースを配分、資本効率を勘案しながら投融資を伸ばし、収益を確実に拡大する
- 海外投融資については、為替動向等に引き続き留意し、円建てベースでのエクスポージャーコントロールに努め、全体として抑制運営とする
- マーケット部門は、適正な内外比率により中長期的に持続可能な収益を目指した有価証券ポートフォリオの再構築を図る

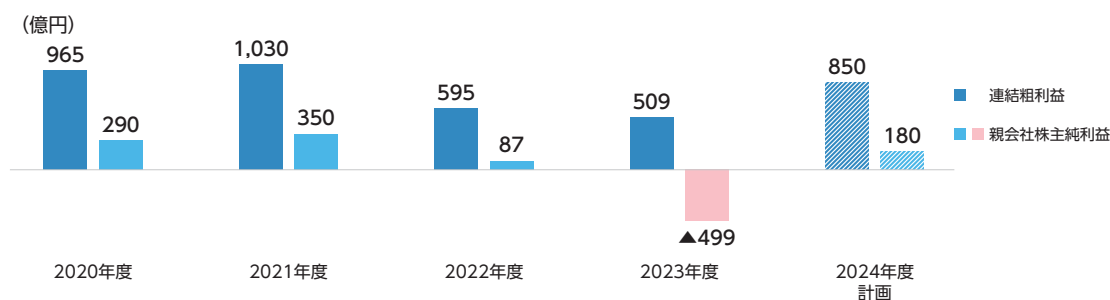
2024年度計画

主要業績評価指標（KPI）

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度計画
資本効率性	ROE	7.1%	1.9%	—	4.6%
健全性	自己資本比率	10.4%	9.4%	9.2%	9.2%
生産性	1人当たりビジネス利益 ^{*1}	19百万円	4百万円	▲2.5百万円	9百万円
資金効率性	ビジネス利益RORA ^{*2}	1.1%	0.2%	▲0.1%	0.5%
利益水準	親会社株主純利益	350億円	87億円	▲499億円	180億円

^{*1} ビジネス利益：連結実質業務純益+株式等関係損益
^{*2} ビジネス利益RORA：ビジネス利益/リスクアセット

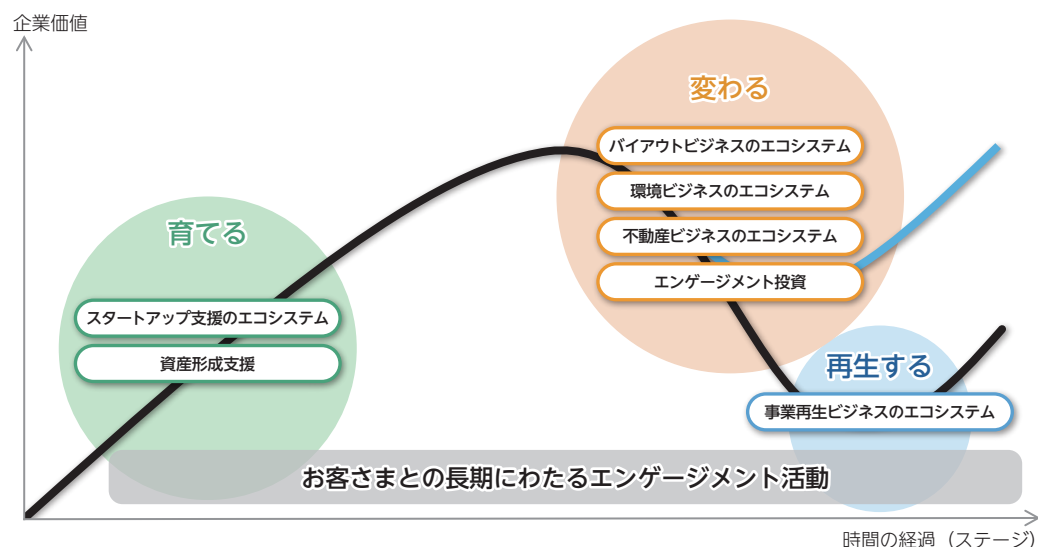
利益目標（連結粗利益および親会社株主純利益）



2024年度の業務方針

「あおぞら型投資銀行ビジネス」の推進

あおぞら銀行グループが強みを発揮する3つの場面（育てる・変わる・再生する）において、「あおぞらエコシステム」を構築し、お客さまとともに成長していくことを目指す



*「あおぞらエコシステム」とは、お客さま・あおぞら銀行グループ・ビジネスパートナーが、お客さまのビジネスのステージにあわせて、それぞれの役割を分担または協働して果たすことで、ビジネスの成長を目指す生態系です。

2024年度の業務方針　ーセグメント別ー

		2022年度実績	2023年度実績	2024年度業務方針
法人営業グループ	資産規模	1兆円	1.1兆円	・課題解決につながる取引推進：サステナブルファイナンスの推進、デリバティブ営業等 ・あおぞらスタートアップエコシステム支援体制の拡充 ・事業承継ニーズへのM&Aアドバイザリー推進
	ビジネス利益	30億円	65億円	
	ビジネス利益ROE	6.3%	14.6%	
ストラクチャードファイナンスグループ	資産規模	1.7兆円	1.8兆円	・拡大する中・大型LBO案件ニーズへの対応 ・大型再エネ案件および新再エネ分野への取り組み ・多様な事業再生ニーズへの対応 ・国内不動産の抑制的運営
	ビジネス利益	189億円	278億円	
	ビジネス利益ROE	15.7%	22.5%	
インターナショナルビジネスグループ	資産規模	0.9兆円	1兆円	・円建てエクスポージャーコントロールとポートフォリオの質を重視した運営 ・ベトナムOCBを通じたアジア成長の取込み
	ビジネス利益	157億円	112億円	
	ビジネス利益ROE	30.0%	20.1%	
マーケットグループ	資産規模	0.4兆円	0.3兆円	・ポートフォリオの内外比率を見直し、中長期的に持続可能な収益を目指した有価証券ポートフォリオの再構築
	ビジネス利益	▲175億円	▲456億円	
	ビジネス利益ROE	▲39.2%	▲210.3%	
カスタマーリレーショングループ	資産規模	0.1兆円	0.1兆円	・金融法人・地域法人：当行アレンジ案件のディストリビューション等、プラットフォーム機能の活性化によるビジネス就実化 ・リテール：BANKビジネスの展開、預かり資産を軸としたコンサルティング推進
	ビジネス利益	▲24億円	▲29億円	
	ビジネス利益ROE	▲25.9%	▲25.7%	

人的資本への投資

2023年度実績
企業価値創造の最大の原動力である人材に対する、人的資本への投資拡大 ・注力ビジネスへの人員シフト（年度計画達成） ・ベアー律1万円、初任給26.5万円（24年大卒より・主要行トップ） ・あおぞら型投資銀行人材/デジタル人材育成プログラム、研修強化（女性リーダー育成、管理職研修、PCスキル、英語力強化等）
従業員一人一人の働きがい向上と自律したキャリア形成の後押し ・経営理念浸透に向けたコミュニケーションフォーラム開催 ・エンゲージメントサーベイの実施・活用 ・服装自由化 ・キャリアコンサルタント配置、従業員と人事部のキャリア等面談の増加（前年比2.1倍） ・短期トレーニー利用者増加（前年比2.5倍）

2025年度の人件費を2022年度実績比で20億円増加



あおぞらサステナビリティの進捗

あおぞらサステナビリティ目標の進捗状況

	実績 2023年度	2025年度	目標 2030年度	2040年度	2050年度
目標1　あおぞら型投資銀行ビジネスの推進					
ベンチャー企業の成長サポート					
ベンチャー向け投資件数	累計 75件	→	累計 130件		
GMOあおぞらネット銀行 スモール&スタートアップ事業者口座開設件数	累計 10.7万件	→	累計 20万件		
事業再生を通じた地域社会への貢献					
再生ファンドを活用した再生支援件数	累計 98件	→	累計 150件		
構造転換をともに目指すエンゲージメントエクワイティ					
エンゲージメントエクワイティ投資件数	累計 91件	→	累計 130件		
目標2　気候変動への対応					
サステナブルファイナンス実行/組成額	累計 約6,470億円	→	2027年度までに 累計 1兆円		
└ うち環境ファイナンス	累計 約4,740億円	→	累計 7,000億円		
カーボンニュートラルの実現					
事業者としてのCO ₂ 排出量 (Scope1、Scope2 2020年度比)	統合報告書にて開示 予定（7月下旬）	→	実質 0		
投融資ポートフォリオのCO ₂ 排出量 (Scope3：カテゴリ15)	統合報告書にて開示 予定（7月下旬）	→	実質 0		
石炭火力発電所向け プロジェクトファイナンス残高	257億円	→	残高 0		
目標3　個人顧客プラットフォーム					
事業承継・財産承継 コンサルティング契約件数	累計 698件	→	累計 1,000件		
非金融領域サービス提供先数	685先	→	年間 3,000先		
目標4　ダイバーシティ&インクルージョン（中核人材の多様性）					
女性管理職/調査役比率	14.2% / 39.3%	→	20% / 40%（2028年3月末）		
男性育児休業取得率	90%	→	100%（2028年3月末）		
外国人管理職比率	1.3%	→	3%（2028年3月末）		
キャリア採用者管理職比率	53.9%	→	40%以上を維持		

資本業務提携

当行は、2024年5月13日付で、大和証券グループ本社と資本業務提携契約を締結いたしました。本提携の概要は以下の通りです。



あおぞら銀行



大和証券グループ本社

Daiwa Securities Group Inc.

- LBOファイナンス、不動産ファイナンス、ベンチャーデット等の専門性高いファイナンス機能
- 長年に亘る全国の地域金融機関との強固なネットワーク

- 資産管理型ビジネスモデルのノウハウ
- M&Aビジネスにおけるグローバルネットワーク
- IPO等による資金調達・イグジット支援の高いプレゼンス

- 異なる強みや経営資源を有する両者が協業することで、個人・法人のお客様が取り組む課題に対するコンサルティング力・ソリューション力を飛躍的に向上させていく
- 両者の協業による新たな付加価値の創造と、資本増強による「あおぞら型投資銀行ビジネス」の成長の加速により、収益力を向上させ持続的な株主価値の向上をめざす

第三者割当増資により、大和証券グループ本社の持分比率*は15.54%となる予定

*自己株式を除く

(ii) 主要なリスク

2024年度の業務運営において、当行グループを取り巻く環境が与える多くのリスクファクターのうち、以下の項目を当行グループのトップリスクとして認識しております。当行グループは、トップリスクを踏まえてリスクアペタイトや業務運営計画策定の議論を行い、リスク管理の高度化に取り組んでおります。

与信費用の増加

- 米国や欧州の中央銀行の利下げの遅れに伴う景気悪化や日本銀行の利上げの遅れに伴うインフレ加速、金利・株価・為替の急変動による経済環境の悪化、米国金利高止まり・在宅勤務シフトの定着化等による米国不動産市況の一層の悪化
- 米大統領選に代表される選挙集中年であり、ロシア・ウクライナ戦争やイスラエル・ガザ紛争の激化など地政学リスクの高まりを受けた市場環境の変化
- 気候変動や人権尊重に関して対応が遅れた投融資先の企業価値低下

保有有価証券の評価損益の悪化

- 他金融機関の経営不安や地政学的緊張に起因する金融市場の混乱
- 米国や欧州の中央銀行の利下げの遅れに伴う景気悪化や日本銀行の利上げの遅れに伴うインフレ加速、金利・株価・為替の急変動による経済環境の悪化、米国・欧州金利の高止まりによる当行有価証券の含み損状態の継続
- 米大統領選に代表される選挙集中年であり、ロシア・ウクライナ戦争やイスラエル・ガザ紛争の激化など地政学リスクの高まりを受けた市場環境の変化

調達の不安定化

- 米大統領選に代表される選挙集中年であり、ロシア・ウクライナ戦争やイスラエル・ガザ紛争の激化など地政学リスクの高まりを受けた市場環境の変化
- 米国や欧州の中央銀行の利下げの遅れに伴う景気悪化や日本銀行の利上げの遅れに伴うインフレ加速、金利・株価・為替の急変動による調達環境の悪化
- 金融市場の混乱による市場流動性低下等による資金繰りの悪化・調達コストの上昇
- 当行グループの風評が悪化した場合等、SNSを通じた情報伝達により、想定を上回る規模・スピードでの資金繰りの悪化

サイバー攻撃、システム障害等の危機発生

- サイバー攻撃、重大なシステム障害等（サードパーティを含む）の影響により、当行グループの業務の一部もしくは全体への深刻な影響
- お客さまへのサービス提供の停止、情報漏洩、不正送金の発生、及びそれらによる当行グループの企業価値の棄損

大規模災害等の危機発生

- 自然災害、テロ、武力攻撃、パンデミック等の影響による、当行グループの業務の一部もしくは全体への深刻な影響
- お客さまへのサービス提供の停止による社会機能維持への影響、当行グループの企業価値の低下

社会構造・産業構造の変化に伴う競争力の低下

- コロナ禍を経た世界的な産業構造の転換や生成AIなど急速なデジタル技術の進展等、不可逆的な環境変化対応への遅れによる成長機会の逸失または、当行グループの得意分野の環境変化による新たなリスクの顕在化
- 他業種からの銀行業進出による競争激化や銀行業務範囲規制緩和への対応の遅れ、金融商品のコモディティ化による収益力の低下
- サステナビリティ推進に消極的との外部評価による、ESG評価低下に伴う外貨調達コストの上昇、サステナブルファイナンス機会の逸失
- 前述の複合的な要因による当行グループの企業価値の棄損

金融犯罪への対応不備、内部不正や情報漏洩の発生

- マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融等の金融犯罪対策の不備、その他外為法上の経済制裁措置への対応や反社会的勢力排除態勢の不備並びにインサイダー取引規制違反、顧客情報の漏洩等により、刑罰や行政処分を受けるリスク、及び当行グループの企業価値の毀損
- お客さま本位の業務運営に悖る行為や、社会規範等から逸脱した役職員の不適切な行為による、企業価値の毀損、損失の発生リスク

人材リソースのサステナビリティ

- ビジネス環境の変化に対応できる人材や注力ビジネスに必要なスキルセットを有する人材の不足・流出により、当行グループの戦略策定や持続的成長ができず、収益機会を逃す

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	155,755	134,737	183,292	246,299
経常利益又は経常損失(△)	38,982	46,294	7,356	△54,816
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	28,972	35,004	8,719	△49,904
包括利益	79,781	13,611	△38,507	△42,703
純資産額	490,006	487,265	431,119	391,078
総資産	5,916,866	6,728,653	7,184,070	7,603,002

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	3,855,140	4,597,581	5,115,374	5,184,442
定期性預金	2,346,518	2,386,837	2,232,558	2,273,276
その他	1,508,621	2,210,743	2,882,816	2,911,166
社債	198,365	168,959	147,773	181,397
貸出金	2,918,317	3,230,905	3,710,072	3,880,684
個人向け	1,385	1,192	14,213	10,129
中小企業向け	2,238,984	2,516,346	2,777,723	2,899,556
その他	677,948	713,366	918,135	970,997
特定取引資産（トレーディング資産）	154,611	133,008	151,229	173,713
特定取引負債（トレーディング負債）	140,451	129,227	121,877	165,078
有価証券	1,445,782	1,494,578	1,319,450	1,194,907
国債	29,773	51,352	18,381	42,530
その他	1,416,009	1,443,225	1,301,068	1,152,376
総資産	5,735,238	6,446,916	6,767,805	6,942,657
内国為替取扱高	8,656,941	10,150,717	8,559,530	10,350,288
百万ドル				
8,848		3,800	4,155	5,883
外国為替取扱高				
8,848		3,800	4,155	5,883
経常利益又は経常損失(△)	41,473	41,014	3,180	△60,992
当期純利益又は当期純損失(△)	29,526	29,854	△8,127	△50,792
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	253円01銭	255円69銭	△69円60銭	△434円82銭
信託財産	730,209	879,535	871,414	905,987
信託報酬	386	444	379	370

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には、譲渡性預金を含んでおります。
3. 信託財産は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他事業
使用人数	2,266人	210人

(注) 1. 「使用人数」には、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 当行の従属業務を営む会社及び当行が営むことのできる業務を代替的に営んでいる会社は「銀行業」に区分し、その他の会社については「その他事業」に区分しております。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

当行：

国内：本店、札幌支店、仙台支店、新宿支店、日本橋支店、渋谷支店、上野支店、池袋支店、千葉支店、横浜支店、金沢支店、名古屋支店、京都支店、関西支店、大阪支店、梅田支店、広島支店、高松支店、福岡支店、BANK支店
計20店

海外：なし

上記のほか、以下のとおり、海外駐在員事務所を3ヶ所設置しております。
ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、シンガポール駐在員事務所

子会社及び子法人等：

GMOあおぞらネット銀行株式会社：東京本社
あおぞら地域総研株式会社：東京本社
Aozora Asia Pacific Finance Limited：中華人民共和國 香港特別行政区
Aozora Europe Limited：英国ロンドン市
Aozora North America, Inc.：米国ニューヨーク州
AZB Funding：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 2：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 3：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 4 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 5：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 6：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 7：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 8 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 9 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 10 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 11 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 12 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
Aozora APF (Ireland) Limited：アイルランド共和国ダブリン市

関連法人等：

Orient Commercial Joint Stock Bank：ベトナムホーチミン市

(ロ) 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
GMOあおぞらネット銀行株式会社

- その他事業
- あおぞら債権回収株式会社：東京本社

あおぞら証券株式会社：東京本社

あおぞら投信株式会社：東京本社

あおぞら不動産投資顧問株式会社：東京本社

ABNアドバイザーズ株式会社：東京本社

あおぞら企業投資株式会社：東京本社

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務区分	金 額
銀行業	8,810
その他事業	69
設備投資の総額	8,880

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業務区分	会社名	内 容	金 額
銀行業	当行	ネットワーク基盤・情報システムの構築	2,283
		府中コンピュータセンターの設備工事等	912
		マーケットシステムの開発	759
	GMOあおぞらネット銀行	インターネット銀行システムの機能追加及び開発	1,918

(注) 当期に固定資産等に計上した金額を記載しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
GMOあおぞらネット銀行株式会社	東京都渋谷区	銀行業務	百万円 21,629	85.12%	－
あおぞら債権回収株式会社	東京都千代田区	債権管理 回収業務	百万円 500	67.60%	－
あおぞら証券株式会社	東京都千代田区	金融商品 取引業務	百万円 3,000	100.00%	－
あおぞら地域総研株式会社	東京都千代田区	経営相談 業務	百万円 10	100.00%	－
あおぞら投信株式会社	東京都千代田区	投資運用 業務	百万円 450	100.00%	－
あおぞら不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	投資助言 業務	百万円 150	100.00%	－
ABNアドバイザーズ株式会社	東京都千代田区	M&Aアドバイ ザリー業務	百万円 200	100.00%	－
あおぞら企業投資株式会社	東京都千代田区	ベンチャー キャピタル業務	百万円 15	100.00%	－
Aozora Asia Pacific Finance Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	金融業	千米ドル 0	100.00%	－
Aozora Europe Limited	英国ロンドン市	金融業	千英ポンド 1,000	100.00%	－
Aozora North America, Inc.	米国ニューヨーク州	金融業	千米ドル 411	100.00%	－
AZB Funding	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 2	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 3	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 4 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千ユーロ 0	－	－
AZB Funding 5	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 6	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 7	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 8 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 9 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 10 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千ユーロ 0	－	－
AZB Funding 11 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
AZB Funding 12 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
Aozora APF (Ireland) Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	千米ドル 0	－	－
Orient Commercial Joint Stock Bank	ベトナム ホーチミン市	銀行業務	十億ベトナムドン 20,601	15.00%	－

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、「当行が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1. 以下の金融機関と提携し、ATMを利用した現金支払・残高照会サービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、
三井住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、
株式会社商工組合中央金庫、株式会社SBI新生銀行
- 2. 株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）と提携し、ATMを利用した現金預け入れ・支払・
残高照会サービスを行っております。また、当行店舗内にゆうちょ銀行のATMを設置しております。
- 3. 株式会社セブン銀行と提携し、ATMを利用した現金預け入れ・支払・残高照会・キャッシュカー
ド暗証番号変更サービスを行っております。
- 4. 東京海上日動あんしん生命保険株式会社と提携し、生命保険（個人年金保険を除く。）の共同募集
を行っております。
- 5. ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社と提携し、「Visaデビットカード」機能を付加した「あ
おぞらキャッシュカード・プラス」の取扱いを行っております。
- 6. GMOインターネットグループ株式会社、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び
GMOあおぞらネット銀行株式会社と、インターネット銀行事業の共同運営に関する資本業務提携
を行っております。
- 7. 以下の先と、M&A業務に関する業務提携を行っております。
株式会社産業創成アドバイザリー、株式会社ドーガン、名南M&A株式会社、株式会社ワールド・
リンク・ジャパン
- 8. 以下の通り、国内金融機関と各種業務提携を行っております。
 - ・両社グループ間の包括的な業務提携：三井住友信託銀行株式会社
 - ・法人向けの投資銀行業務分野についての包括的な業務提携：株式会社横浜銀行
 - ・融資業務全般についての包括的な業務提携：株式会社東邦銀行
 - ・多様なお客さまのニーズへの対応力を強化するための戦略的業務提携：株式会社筑波銀行、株式
会社きらやか銀行
 - ・農業分野における包括的業務提携：株式会社北海道銀行
 - ・ビジネスマッチングに関する業務提携：株式会社きらやか銀行、株式会社仙台銀行、株式会社ト
マト銀行
 - ・事業再生支援に関する業務提携：株式会社豊和銀行、株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀
行
 - ・地方創生に関する業務提携：株式会社琉球銀行
 - ・地域経済の活性化に関する顧客サポート業務に関する業務提携：株式会社鳥取銀行、株式会社宮
崎太陽銀行、株式会社愛媛銀行
 - ・脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けての業務提携：株式会社鳥取銀行
 - ・DX支援業務に係る業務提携（当行関連会社 株式会社B-Sparkとの提携）：株式会社愛媛銀行、
株式会社鳥取銀行、株式会社トマト銀行、大阪府信用農業協同組合連合会、帯広信用金庫、和歌
山県信用農業協同組合連合会、他4社
- 9. 以下の通り、海外金融機関と各種業務提携を行っております。
 - ・クロスボーダーM&A業務に関する業務提携：Oversea-Chinese Banking Corporation
Limited（本店：シンガポール）、PT Bank Central Asia TBK（本店：インドネシア ジャカル

- タ）、KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LIMITED（本店：タイ バンコク）、BDO
Unibank, Inc.（本店：フィリピン マカティ）
- ・台湾を中心としたアジア地域における連携強化を目的とした包括的業務提携：CTBC Financial
Holding Co., Ltd.（本店：中華民国台北市）
- ・双方向のクロスボーダーM&A業務における連携強化を目的とした包括的業務提携：Ho Chi
Minh City Securities Corporation（本店：ベトナム ホーチミン）
- ・関係強化並びに事業拡大等を目的とした業務提携：北京中関村科金技術有限公司、株式会社マー
キュリアインベストメントとの3社間
- ・日本と中国間のクロスボーダーM&Aの推進等に関する業務提携：華興資本控股有限公司
（China Renaissance Holdings Limited.、本社：中国北京）
- ・ベトナムにおけるM&Aアドバイザリー等のインベストメントバンキング業務の協業・提供等を
目的とした資本・業務提携（2020年6月30日付で15%出資実施）：Orient Commercial Joint
Stock Bank（本社：ベトナム ホーチミン）
- ・スタートアップ企業への支援強化を目的とした業務提携：SVB Capital（本社：米国 カリフォル
ニア州）、あおぞら企業投資株式会社（あおぞら銀行100%子会社）との3社間
- ・スタートアップ企業への支援強化を目的とした業務提携：Genesis Alternative Ventures Pte
Ltd（本社：シンガポール）、あおぞら企業投資株式会社との3社間

なお、当行は2024年5月13日付で株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）と資本業務提携に関する契約を締結しております。

これに伴い、大和証券グループ本社は、当行が実施する第三者割当増資を引受け、当行普通株式21,500,000株（第三者割当増資後の発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合15.54%）を取得する予定であります。

また、当行は大和証券グループ本社の指名する候補者1名を株主総会（2024年6月25日開催予定）において社外取締役として選任する（但し大和証券グループ本社による、払込取扱金融機関に対する第三者割当増資に関する払込金額の総額の払込みが完了したことを条件とします。）ことを予定しております。これらにより、当行は大和証券グループ本社の持分法適用会社となります。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
谷 川 啓	取締役社長執行役員 (代表取締役) チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー(CEO)	—	—
山 越 康 司	取締役副社長 執行役員 (代表取締役)	—	—
大 見 秀 人	取締役副社長 執行役員 (代表取締役) 法人営業推進本部長	—	—
小 原 正 好	取締役専務執行役員 チーフ・リスク・オフィサー (CRO)	—	—
村 上 一 平	取締役(社外取締役)	株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問	—
		学校法人関西学院 理事長	
橘・フクシマ・咲江	取締役(社外取締役)	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長	—
		ウシオ電機株式会社 社外取締役	
		九州電力株式会社 社外取締役	
高 橋 秀 行	取締役(社外取締役)	株式会社サンシャインシティ 社外取締役	—
		阪和興業株式会社 社外監査役	
		株式会社WOWOW 社外取締役・ 監査等委員	
齋 藤 英 明	取締役(社外取締役)	ジャパンシステム株式会社 取締役代表執行役社長	—
		株式会社ネットカムシステムズ 代表取締役	
		株式会社Blueship 取締役代表執行役	
橋 口 悟 志	常勤監査役	—	—
井 上 寅 喜	監査役(社外監査役)	井上寅喜公認会計士事務所 所長	同氏は公認会計士 の資格を有してお ります。
		株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長	
		GLP投資法人 監督役員	
		株式会社Kyulux 常任監査役	
		株式会社エトヴォス 社外監査役	
前 田 純 一	監査役(社外監査役)	株式会社日本カストディ銀行 社外取締役	—

(注) 1. 社外取締役である村上一平氏、橘・フクシマ・咲江氏、高橋秀行氏、齋藤英明氏並びに社外監査役である井上寅喜氏、前田純一氏の6氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 2024年4月1日付で、地位及び担当を以下の通り変更しております。

谷川 啓 取締役執行役員 (2024年6月25日付の第91期定時株主総会をもって、任期満了により取締役を退任予定)
山越 康司 取締役会長執行役員
大見 秀人 取締役社長執行役員 (代表取締役) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)
小原 正好 取締役副社長執行役員 (代表取締役)

2 会社役員に対する報酬等

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

役員区分	員 数 (単位：名)	報酬等の総額 (単位：百万円)			
			固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・オプション)
取締役 (社外取締役を除く)	5	223	177	—	45
監査役 (社外監査役を除く)	1	29	29	—	—
社外取締役	6	56	56	—	—
社外監査役	3	24	24	—	—

(注) 上記員数、報酬等には、2023年6月22日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役2名並びに社外監査役1名を含んでおります。
なお、当該事業年度の実績に鑑み、常勤取締役に対する賞与は支給しないこととしました。

② 報酬決定に関する基本方針

取締役及び業務執行役員の報酬の決定、並びに監査役の報酬に係る各監査役への意見具申にあたり、以下を基本方針としております。

(取締役等の報酬決定の基本方針)

「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをあおぞらミッションとしており、これを実現するためには、優秀かつ有為な人材が、健全な精神のもと、高い士気・意欲、そして誇りを持って働き続けることができる環境（報酬）が必要と考え、実現のために以下の基本方針のもとに報酬制度を設計しております。

(イ) 当行の目指すべき方向と合致していること

当行の目指す目標・価値に即した成果に結びつくような報酬体系とします。

(ロ) 当行の業績を適切に反映していること

“Pay for performance”を基本原則としつつ、持続的な成長、健全なリスクテイク及び適切なリスクマネジメントの実現、法令遵守、顧客保護の視点も反映した報酬体系とします。

(ハ) 株主をはじめとしたステークホルダーと利益が合致していること

株主をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系とします。

(ニ) 決定におけるガバナンスが確保できていること

報酬決定にあたっては、特定の影響力を排除した独立性・透明性を担保した決定方式とします。

(取締役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法)

当行では、任意に設置した「指名報酬委員会」の答申を基に取締役会の承認を得た取締役の個人別報酬等の決定に関する方針に基づき、個人別の報酬等は報酬決定プロセスの透明性、独立性、客観性を確保する観点から、取締役会から委任を受けた社外取締役を中心に構成する「指名報酬委員会」において決定しています。

指名報酬委員会の構成員は次のとおりです。
委員長：橘・フクシマ・咲江 社外取締役
委 員：齋藤 英明 社外取締役
委 員：谷川 啓 代表取締役社長

(注) 2024年4月1日付で、谷川 啓氏に代わり大見 秀人氏が代表取締役社長に就任し、指名報酬委員会委員となりました。

取締役の報酬は、原則として、常勤取締役につきましては基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）で構成され、社外取締役につきましては、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

また、取締役の基本報酬及び業績等に基づく賞与を合わせた年額の総報酬額枠を600百万円と2015年6月26日開催の第82期定時株主総会において決議いただいております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での取締役は8名（うち、社外取締役が4名）であります。

(イ) 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬とし、在任中に月次で支給することとしています。

基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

社長・副社長の基本報酬は、役位毎に設定する報酬額のレンジより、責任の重さや経験値等を勘案して決定しています。

(ロ) 賞与（業績連動報酬）

賞与（業績連動報酬）は、基本報酬の40％を賞与基準額とし、当該年度における業績に関する主要な以下の指標を勘案して、指名報酬委員会において、常勤取締役毎に、賞与基準額の0％～250％の範囲でそれぞれ係数を決定し、実際の賞与支給額を決定し、各事業年度の終了後一定の時期に支給することとしております。具体的には、該当期間の全社的業績達成状況を勘案した上で、更に主として以下の指標を考慮し、個々の役員に対して適用される係数及び賞与支給額を決定いたします。

- ・実質業務純益、当期純利益の達成度
- ・主要業績評価指標（KPI）として、ROE、自己資本比率、1人当たりビジネス利益（業務純益+株式損益）、ビジネス利益RORA（（業務純益+株式損益）/リスクアセット）の達成状況
- ・過大なリスクや重大なコンプライアンス違反の有無
- ・新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況
- ・当行が公表したサステナビリティの取り組みに関する目標の進捗・達成状況

上記の指標のうち、実質業務純益、当期純利益は、業績を表す指標として基本的な指標であることから、その達成度を、賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しており、主要業績評価指標（KPI）としてのROE、自己資本比率、1人当たりビジネス利益、並びにビジネス利益RORAは、当行の中期経営計画において目標とする主要な指標であることから、その達成状況を、賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しております。また、短期的な業績のみならず、中長期的な取り組みに対するインセンティブとするため、過大なリスクや重大なコンプライアンス違反の有無、新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況、当行が公表したサステナビリティの取り組みに関する目標の進捗・達成状況といった指標も、賞与支給額を決定するにあたり重要な定性的評価として考慮しております。

当事業年度に係る業績連動報酬の算定に用いた指標の目標及び実績（2023年度）は以下のとおりであり、当該事業年度の実績に鑑み、常勤取締役に対する賞与は支給しないこととしました。

	2023年度期初 公表業績予想	2023年度 実 績
実質業務純益	255億円	△85億円
当期純利益 ^{*1}	240億円	△499億円

	中期経営計画 目 標 ^{*2}	2023年度 実 績
ROE	8%	— ^{*3}
自己資本比率	9%以上	9.2%
従業員1人当たりビジネス利益 ^{*4}	20百万円	△2.5百万円
ビジネス利益RORA ^{*5}	1.3%	△0.1%

^{*1} 親会社株主に帰属する当期純利益

^{*2} 中期経営計画「AOZORA2025」（2023～2025年度）

^{*3} 親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

^{*4} ビジネス利益＝業務純益+株式損益

^{*5} ビジネス利益/リスクアセット

(ハ) 株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬としての新株予約権）

株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬としての新株予約権）は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、指名報酬委員会において、現金報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合等について議論し、適切に設定し、「株式報酬型ストック・オプション取扱内規」に基づき取締役会の決議により、基本報酬の25％に相当する割当数を決定し、各事業年度の終了後一定の時期に支給することとしております。

なお、取締役の基本報酬とは別枠にて、常勤取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額150百万円以内（年間7,500個以内）の範囲で割り当てることを、2014年6月26日開催の第81期定時株主総会において決議いただいております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での常勤取締役は4名であります。

株式報酬型ストック・オプションの内容は、後記5.「当行の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた業績達成度の分析及び各取締役の経営上の貢献度等、多角的な視点から検討を行った上で決定いたしましたため、取締役会も基本的にその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針)

監査役の個人別の報酬等の額は、「指名報酬委員会」における審議、意見具申を踏まえ、監査役の協議をもって決定しています。

監査役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとし、以下の方針に基づき、在任中に月次で支給されております。なお、監査役の基本報酬の限度額は、2006年6月23日開催の第73期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での監査役は3名であります。

基本報酬（固定報酬）

基本報酬は常勤、非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容や水準を考慮した固定報酬としています。基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
村 上 一 平	会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする。
橘・フクシマ・咲江	
高 橋 秀 行	
齋 藤 英 明	
橋 口 悟 志	
井 上 寅 喜	
前 田 純 一	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、当行及び当行子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当行及び当行子会社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)		
氏 名	兼職その他の状況	銀行との関係
村 上 一 平	株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問	－
	学校法人関西学院 理事長	－
橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長	－
	ウシオ電機株式会社 社外取締役	－
	九州電力株式会社 社外取締役	－
高 橋 秀 行	株式会社サンシャインシティ 社外取締役	－
	阪和興業株式会社 社外監査役	－
	株式会社WOWOW 社外取締役・監査等委員	－
齋 藤 英 明	ジャパンシステム株式会社 取締役代表執行役社長	－
	株式会社ネットカムシステムズ 代表取締役	－
	株式会社Blueship 取締役代表執行役	－
井 上 寅 喜	井上寅喜公認会計士事務所 所長	－
	株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長	－
	GLP投資法人 監督役員	与信他の取引先
	株式会社Kyulux 常任監査役	－
前 田 純 一	株式会社エトヴォス 社外監査役	－
	株式会社日本カストディ銀行 社外取締役	－

2 社外役員の主な活動状況

(年度末現在)

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
村 上 一 平	9年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会13回全てに出席	事業会社並びに学校法人における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
橘・フクシマ・咲江	1年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会13回全てに出席	多くの内外の企業経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
高 橋 秀 行	10ヶ月	取締役就任以降 当該事業年度に開催された取締役会10回全てに出席	銀行業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
齋 藤 英 明	10ヶ月	取締役就任以降 当該事業年度に開催された取締役会10回全てに出席	事業会社の経営者及び戦略コンサルタントとしての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
井 上 寅 喜	7年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会13回全てに出席 当該事業年度に開催された監査役会14回全てに出席	公認会計士及び事業会社における役員としての豊富な経験、見識に基づき、取締役会及び監査役会において意見・提言等を行っています。
前 田 純 一	10ヶ月	監査役就任以降 当該事業年度に開催された取締役会10回全てに出席 当該事業年度に開催された監査役会10回全てに出席	金融並びに銀行業務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役会及び監査役会において意見・提言等を行っています。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	80	－

4 当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	289,828千株
発行済株式の総数	118,289千株

(注) 1. 発行済株式の総数には1,467千株の自己株式を含んでおります。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数

142,204名

3 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,153千株	12.11%
野村 絢	7,905千株	6.76%
野村信託銀行株式会社（信託口2052255）	3,500千株	2.99%
株式会社シティインデックスイレブンス	2,611千株	2.23%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,347千株	2.00%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,110千株	1.80%
JPモルガン証券株式会社	645千株	0.55%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	605千株	0.51%
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	592千株	0.50%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	564千株	0.48%

- (注) 1. 上記「大株主」欄は自己株式（1,467千株）を除いた上位10名の株主について記載しております。
2. 「持株数等」は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 「持株比率」は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 「持株比率」は発行済株式の総数から自己株式（1,467千株）を控除して計算しております。
5. 上記の持株数等及び持株比率は2024年3月31日現在における当行の株主名簿に基づいて算出しております。

4 役員保有株式

該当事項はありません。

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

当行が、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストック・オプションとして、当行の取締役（社外取締役を除く）及び業務執行役員に対して、職務執行の対価として発行した新株予約権のうち、事業年度の末日において当行の会社役員が有している新株予約権の概要は次のとおりであります。

新株予約権 の名称	新株予約権 の割当日	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第2回	2015年 7月14日	2,297個	22,970株	43,800円	1円	2015年7月15日～ 2045年7月14日
第3回	2016年 7月15日	3,433個	34,330株	34,200円	1円	2016年7月16日～ 2046年7月15日
第4回	2017年 7月13日	2,654個	26,540株	39,800円	1円	2017年7月14日～ 2047年7月13日
第5回	2018年 7月13日	2,554個	25,540株	38,320円	1円	2018年7月14日～ 2048年7月13日
第6回	2019年 7月11日	4,742個	47,420株	23,520円	1円	2019年7月12日～ 2049年7月11日
第7回	2020年 7月10日	6,411個	64,110株	15,370円	1円	2020年7月11日～ 2050年7月10日
第8回	2021年 7月12日	5,154個	51,540株	22,480円	1円	2021年7月13日～ 2051年7月12日
第9回	2022年 7月8日	5,642個	56,420株	23,960円	1円	2022年7月9日～ 2052年7月8日
第10回	2023年 7月10日	5,426個	54,260株	24,175円	1円	2023年7月11日～ 2053年7月10日

(注) 1. 新株予約権者は、当行の取締役及び業務執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。
2. 2017年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。
3. 譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要します。
4. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものとしております。

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

新株予約権 の名称	保有者	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	保有人数
第2回	取締役 (社外取締役を除く)	240個	2,400株	3名
第3回	取締役 (社外取締役を除く)	447個	4,470株	4名
第4回	取締役 (社外取締役を除く)	395個	3,950株	4名
第5回	取締役 (社外取締役を除く)	551個	5,510株	4名
第6回	取締役 (社外取締役を除く)	1,042個	10,420株	4名
第7回	取締役 (社外取締役を除く)	1,873個	18,730株	4名
第8回	取締役 (社外取締役を除く)	1,762個	17,620株	4名
第9回	取締役 (社外取締役を除く)	1,801個	18,010株	4名
第10回	取締役 (社外取締役を除く)	1,883個	18,830株	4名

(注) 新株予約権の数には、取締役就任前に交付したものを含みます。

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

新株予約権 の名称	交付対象者	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	交付人数
第10回	業務執行役員	3,543個	35,430株	22名

6 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松 本 繁 彦 指定有限責任社員 大 竹 新 指定有限責任社員 栗 原 健 輔	243	(報酬等について監査役会が同意した理由) 当行監査役会は、会計監査人より資料の提出と直接の説明を受け、過年度の監査項目、監査時間及び監査報酬の推移等を分析・確認するとともに、前事業年度における監査計画と実績の比較、監査の遂行状況等を検証した上で、当該事業年度の監査計画における監査重点領域、監査項目、監査時間及び監査体制の内容並びに報酬額の見積り等の妥当性を検討・評価した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。 (非監査業務の内容) 社債に関するコンフォート・レターの作成等

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当該事業年度において、当行、子会社及び子法人等が当該監査法人に支払うべき財産上の利益の合計額は299百万円であります。
3. 上記「当該事業年度に係る報酬等」につきましては、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬を明確に区分できないため、これらを含めて記載しております。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合には監査役全員の同意によりその解任の決定を行う方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また監査役会は、総合的に判断して、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

ロ 当行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査の状況

当行の重要な子会社及び子法人等のうち、Aozora Asia Pacific Finance Limited、Aozora Europe Limited、AZB Funding 4 Limited、AZB Funding 8 Limited、AZB Funding 9 Limited、AZB Funding 10 Limited、AZB Funding 11 Limited及びAZB Funding 12 Limitedは、当行の会計監査人と同一のネットワークに属している監査法人等の監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び当行子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、以下のとおり定める。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 役職員が法令諸規則等を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として、マスターポリシー「倫理・行動基準」その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備し、役職員から「年次誓約書」を徴求する。
- 経営の規律を確保し、取締役会の監督機能を高めるため、経営に精通し公正な立場から当行の業務執行を監督する社外取締役を複数名選任する。
- 取締役及び業務執行役員等の指名・報酬等を審議する指名報酬委員会並びに内部統制に関する事項等を検証する監査コンプライアンス委員会を設置する。両委員会は社外取締役を中心に構成し、取締役会から委任を受けて、それぞれの所管事項について多面的・専門的に確認・検証を行い、その審議の結果を取締役会に報告する。
- コンプライアンスリスク管理を統括する部署を設置し、コンプライアンスに関する規程等の整備、法令等遵守のための研修等の実施、遵守状況の確認、改善策の策定・実施を通じてコンプライアンスリスク管理態勢の整備を図る。コンプライアンスリスク管理を統括する部署は、法令等制改定への対応、行規整備、研修計画等、コンプライアンスリスク管理態勢整備のための具体的な実施計画を「コンプライアンスプログラム」として年度毎に策定し、取締役会の承認を得る。また、その進捗状況を監査コンプライアンス委員会及び取締役会に定期的に報告する。
- 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を監査し、内部監査の状況を定期的にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。
- 法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見及び是正を図るため、役職員（退職後1年以内の役職員を含む）が法令諸規則・行規等に違反する、又はそのおそれのある事象等を知った場合に、社内及び社外の専用窓口に通報することができ内部通報制度である「あおぞらホットライン制度」を整備する。
- 反社会的勢力による不当な介入を排除し、資金提供その他一切の取引関係を遮断するために必要な体制を整備する。また、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止、並びに外国為替及び外国貿易法に基づくその他経済制裁措置遵守のために必要な体制を整備する。
- お客さまの保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等（顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理）に係る体制を整備する。
- 内部者取引（インサイダー取引）及び役職員個人による取引先等の情報を利用した不公正な取引等の未然防止のために必要な体制を整備する。
- 贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止のために必要な体制を整備する。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する迅速な意思決定を確保するため、取締役及び業務執行役員の中から取締役会により選任されたメンバーで構成されるマネジメントコミッティーを設置し、業務執行に係る権限を委譲する。また、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有する委員で構成された各種委員会を設置し、それぞれに権限を委譲する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な経営諸会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理に関する諸規程に基づき、適切に管理及び保存する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行及び当行子会社が認識するリスクに対する基本的な方針及び管理方法をマスターポリシー「統合的リスク管理」に定める。業務において発生するリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク（サイバーセキュリティに対応するシステムリスクを含む）に分類し、リスクカテゴリー毎に基本方針等を定めた規程等を整備する。
- (2) 各リスク所管部署は、リスク管理の状況を定期的にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会等に報告する。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性、適切性について監査し、その結果をチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。また、監査役及び監査役会並びに会計監査人とも随時情報交換を行い連携を図る。
- (4) 大規模災害、システム障害やサイバー攻撃、感染症の流行拡大等、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクに対応するため、「業務継続計画（BCP）」を整備する。危機発生時には、チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）が業務全般について責任を持って対応にあたる。

5 当行及び当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行及び当行子会社における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当行子会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関する基本方針をマスターポリシー「グループ会社管理」に定める。
- (2) 当行及び当行子会社は、当行子会社各社の独立性及び主体性を尊重しつつ、当行及び当行子会社一体での統合的な内部統制システムの構築に取り組む。また、法令等に抵触しない範囲で、「倫理・行動基準」をはじめとするポリシー及びプロシージャー等を当行子会社各社に周知徹底する。
- (3) 当行及び当行子会社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理体制を構築し、当行と当行子会社の間及び当行子会社間の取引における取引条件等についてアームズ・レングス・ルールを遵守する体制を整備する。
- (4) 当行及び当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」を策定し、財務報告に係る内部統制が適切に運用される体制を整備する。
- (5) 人材の採用・育成を通じて、当行及び当行子会社において業務遂行に必要な人材を確保する。
- (6) 内部監査部門は、法令諸規則等に反しない範囲で、当行子会社各社の業務運営状況について監査を実施する。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を適切に配置する。当該使用人の指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の面接及び業績評価は、常勤監査役が行う。また、当該使用人の異動、昇格、報酬及び懲罰等に係る決定については、常勤監査役の同意を要する。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて、直接当行及び当行子会社の役職員に対して報告を求めることができる（内部通報制度の運用状況や通報内容を含む）。
- (3) 当行及び当行子会社の役職員は、当行及び当行子会社において法令等の違反行為並びに当行及び当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。監査役への報告を行った役職員は、当該報告を理由とする一切の不利な取り扱いを受けないことを、人事規則その他の行規に明記する。
- (4) 役職員は、監査役会が毎年度作成する監査計画（予算を含む）等に基づく監査の実施に協力する。
- (5) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (6) 監査役の職務執行に係る諸費用（上記（5）に係る費用を含む。）については、当行が負担する。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の運用状況の概要

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、役職員が法令等諸規則を遵守し、社会規範や社会常識に適合した良識ある企業活動を行うための行動規範として「倫理・行動基準」を定めており、当行グループの全役職員は、毎年、「倫理・行動基準」の内容を理解し遵守する旨の「年次コンプライアンス確認書」を提出しております。
- ・当行は、複数の社外有識者を、独立性にも配慮の上、取締役として、株主総会において選任しております。当行の当事業年度末における取締役8名のうち4名は、独立性を有する社外取締役となっております。社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」及び社外取締役により構成される「監査コンプライアンス委員会」は、取締役会の委任を受けて、所管事項に関して多面的・専門的に確認・検証を行い、審議の結果を取締役に報告することにより、代表取締役及び業務執行役員に対する監督機能の補完並びに牽制機能を果たしております。
- ・当行は、当行グループ全体のコンプライアンスリスク管理に関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部は、遵守すべき法令等諸規則への対応等に関する行規等を整備し、役職員に対する各種の研修・周知を通じて、役職員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、コンプライアンスリスク管理態勢の整備・確立に努めております。また、コンプライアンスリスク管理態勢を実現するための具体的な実践計画として、年次で「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗状況等を、半期毎にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
- ・年初計画に基づく研修・周知については、在宅やリモート環境からの参加やビデオ視聴による学習を可能とする環境を整備し、あおぞら型投資銀行ビジネスやお客さま本位の業務運営の推進にあたってのコンプライアンス上の留意点やサイバーセキュリティ、情報管理等の喫緊のテーマを取り入れて実施しております。
- ・監査部は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）及びマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会及び取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。
- ・当行グループでは、法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見及び是正を図るための内部通報制度として「あおぞらホットライン制度」を整備しております。役職員（退職後1年以内の

役職員を含む）は、法令等に違反する行為等を発見した場合には、社内及び社外（法律事務所）の専用窓口に通報することができ、その受付件数等「あおぞらホットライン制度」の運用状況は、半期毎にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会に報告されております。

- ・当行は、「反社会的勢力排除プロシージャー」等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定め、反社会的勢力の介入を排除し、取引関係を遮断するための各種体制を構築し、運用しております。また、マネー・ローンダリングやテロ資金供与・拡散金融等の金融犯罪対策及びその他外為法上の経済制裁措置への対応を重要な経営課題と位置付け、管理体制を整備し、運用しております。
- ・お客さまの多様なニーズに対応した非対面取引の利便性向上のための各種施策の実施に伴う、マネー・ローンダリング等のリスクの増加を踏まえ、日次での各種リストとの照合や取引モニタリングによる不正検知体制の維持・向上に努めております。
- ・お客さまの保護及び利便性の向上に向けた取り組みに関する基本方針を定めるマスターポリシー「顧客保護等管理」に基づき、具体的な対応方法等を定めた行規を整備し、取締役会が選任した顧客保護等管理担当取締役が、顧客保護等管理全般を統括しております。また、コンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会を原則として毎月開催し、顧客保護等管理態勢の検証を行っております。
- ・当行では、キャッシュレス取引や非対面取引ニーズの高まりに応じたサービス拡充に努めておりますが、同時に、資金移動業者との口座接続における接続基準等の検証・見直しやインターネットバンキングシステム更新に際してのデビットカードのご本人認証のセキュリティ面での強化等、お客さま保護に資する態勢整備にも取り組んでおります。
- ・役職員による内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止するため、コンプライアンス統括部が重要情報を一元管理し、インサイダー情報を厳正に管理する体制を整備し、運用しております。
- ・各国の贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗防止のため、プロシージャー「贈収賄防止」を定め、体制を整備するとともに、周知を継続的に実施しております。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行役員の中から、取締役会により選任されたメンバー（代表取締役含む）で構成されるマネジメントコミッティーは、原則毎週開催しており、取締役会の定めた方針に基づき日々の業務執行における重要事項等の決定を行っております。なお、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有するメンバーで構成されるALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会、CAPEX委員会、顧客保護委員会及びサステナビリティ委員会を設け、それぞれに権限委譲しております。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当行は、取締役会、マネジメントコミッティー等の経営諸会議の議事録をはじめ決裁書類等の重要な書類について、法令及び社内規程に基づき、保存年限等を定めて適切に管理し、保存しております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を適切に実施するために、ALM委員会や統合リスクコミッティー等の委員会やリスク管理部署を設けて、リスクを特定、評価し、コントロールしております。また、リスク管理部署の統括責任者として、業務執行役員の中からチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を任命しております。
- ・管理すべきリスクの範囲と定義、リスクの特定と評価、モニタリングとコントロール等を含めたり

スクカテゴリー毎の基本方針や規程類を整備しており、各リスク管理部署はその枠組みを踏まえて適切なリスク管理を実施しております。

- ・「リスクアペタイト・フレームワーク」を構築しており、また、リスクアペタイト方針や来年度のリスクテイク方針等を明示した「リスクアペタイト・ステートメント」を策定し、リスク・リターン運営を強化しております。
- ・重要度が益々増加するサイバーセキュリティのリスク管理に関しては、サイバーセキュリティ対策室を設置し、専門性の高い要員を配置し、体制整備、モニタリング、有事の対応を行う体制としております。また、チーフ・テクノロジー・オフィサー（CTO）を委員長としたサイバーセキュリティ対応協議会を設置し、当行及び当行子会社全体での有事の対応に備えております。
- ・首都直下地震等の大規模災害や、システム障害、感染症の流行拡大等に対しては、業務継続計画（BCP）を策定し、訓練等を通じその有効性について随時検証を行うことで、オペレーショナル・レジリエンスの確保に努めております。
- ・マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会及び取締役会は、各リスク管理部署によるリスク管理状況の報告を適時に受け、機動的に適切なコントロールを実施しております。
- ・監査部は、リスク管理態勢の有効性、適切性を監査し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）及びマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会及び取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。また、会計監査人とも三様監査等を通じて随時連携しております。

5 当行及び当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関するマスターポリシー「グループ会社管理」に基づき、当行子会社の業務推進を所管する担当役員は、関係本部と協力・連携し、当行子会社の経営管理を統括するとともに、各リスク所管部は直接当行子会社の各個別リスク管理を行っております。また、当行子会社との間で当行及び当行子会社が遵守すべき事項並びに当行子会社から当行への事前協議事項・報告事項等を具体的に定めた「アドバイザリー及びガバナンス基本契約書」を締結する等により、経営管理の実効性確保に努めております。
- ・お客さまとの取引等に関し、自己や第三者の利益を図るためにお客さまの利益を不当に害する取引を行わないよう、プロシージャー「利益相反管理並びにアームズ・レングス・ルールの遵守」を定め、当行及び当行子会社とお客さまとの間の利益相反の恐れのある取引について適切な管理を行い、また、個別案件の取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないよう管理しております。また、コンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会は、半期毎に利益相反の管理状況を検証しております。
- ・当行及び当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正、信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」に基づき、内部統制体制を整備し、運用しております。また、年次で財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を開示しております。
- ・当行グループにおいて業務継続並びに企業価値向上に必要な人材を確保するため、毎年一定数の新卒を計画的に採用し長期的な観点で育成するとともに、注力分野での即戦力としてキャリア採用にも積極的に取り組んでおります。また、新卒・キャリア採用にかかわらず、研修プログラム、経験領域拡大施策、自己啓発支援メニュー等のキャリア構築支援プログラムを整備しビジネス環境の変化に耐え得る人材の育成に努めております。
- ・監査部は、マスターポリシー「内部監査」及びプロシージャー「グループ会社の監督及びガバナンス」に基づき、当行及び当行子会社に対して内部監査を実施しております。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の職務を補助し監査役会の運営をサポートするため監査役室を設置し、専任の監査役室長他を配置することで、監査役及び監査役会の指揮のもと、監査役監査の補佐と監査役会の事務局機能に当たらせております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

(剰余金の配当及び自己株式の取得等に関する方針)

当行は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定める旨、定款に規定しております。

当行の配当政策としては、業績に応じた配当での還元を原則とし、資本の健全性維持を念頭に置きつつ、安定的な株主還元を図る方針です。また、四半期ベースの配当を実施いたします。

なお、自己株式の取得等に関する取締役会による権限の行使にあたっては、継続的な企業価値の向上及び適正な株主還元の観点から、収益動向等の経営成績や将来見通し等を総合的に判断した上で、実施してまいりたいと存じます。

- ・ 監査役室及び監査役室長に対する日常的な指揮命令権や報告義務先は常勤監査役としており、監査役室長や他のスタッフ等の人事・業績評価等についても常勤監査役（及び必要により監査役会）と協議のうえ同意を得て決定しております。
- ・ 全ての取締役・使用人等（子会社を含む）は、特に法令上の制約がない限り、監査役及び監査役会に対して、経営・業務に関する重要な事項（内部監査結果や内部通報等を含む）及びその他監査役が必要と認めた事項について直接報告しており、報告したことをもって何らの不利益な取扱いも行っておりません。
- ・ 取締役及び使用人等は、監査計画に基づく監査役会への出席・報告等に協力しております。
- ・ 監査役及び監査役会が、監査業務の一環として使用した諸費用については、実効的かつ専門的な監査の観点から必要と判断して使用した弁護士等外部専門家の費用を含め、当行において負担しております。

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,579,781	預金	5,634,992
コールローン及び買入手形	17,269	譲渡性預金	141,380
買入金銭債権	68,093	売現先勘定	29,903
特定取引資産	173,713	債券貸借取引受入担保金	260,689
金銭の信託	12,963	特定取引負債	165,078
有価証券	1,186,561	借入金	563,300
貸出金	4,071,295	社債	181,397
外国為替	51,267	その他負債	199,472
その他資産	420,921	賞与引当金	4,646
有形固定資産	23,159	役員賞与引当金	76
建物	10,355	退職給付に係る負債	10,912
土地	9,235	オフバランス取引信用リスク引当金	1,960
リース資産	1,313	特別法上の引当金	8
その他の有形固定資産	2,254	繰延税金負債	21
無形固定資産	18,962	支払承諾	18,084
ソフトウェア	18,895	負債の部合計	7,211,924
その他の無形固定資産	67	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	8,741	資本金	100,000
繰延税金資産	44,580	資本剰余金	87,498
支払承諾見返	18,084	利益剰余金	228,444
貸倒引当金	△87,929	自己株式	△3,015
投資損失引当金	△4,463	株主資本合計	412,928
資産の部合計	7,603,002	その他有価証券評価差額金	△45,803
		繰延ヘッジ損益	4,332
		為替換算調整勘定	10,137
		退職給付に係る調整累計額	2,277
		その他の包括利益累計額合計	△29,056
		新株予約権	532
		非支配株主持分	6,673
		純資産の部合計	391,078
		負債及び純資産の部合計	7,603,002

連結損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額		
経常収益			246,299
資金運用収益	166,436		
貸出金利息	131,308		
有価証券利息配当金	26,964		
コールローン利息及び買入手形利息	812		
買現先利息	△0		
預け金利息	1,523		
その他の受入利息	5,826		
信託報酬	370		
役務取引等収益	25,794		
特定取引収益	11,304		
その他業務収益	27,590		
その他経常収益	14,802		
償却債権取立益	758		
その他の経常収益	14,043		
経常費用			301,116
資金調達費用	124,362		
預金利息	14,384		
譲渡性預金利息	12		
コールマネー利息及び売渡手形利息	463		
売現先利息	2,838		
債券貸借取引支払利息	15,050		
借入金利息	1,462		
社債利息	5,407		
金利スワップ支払利息	43,576		
その他の支払利息	41,166		
役務取引等費用	5,744		
特定取引費用	9,671		
その他業務費用	40,794		
営業経費	62,424		
その他経常費用	58,118		
貸倒引当金繰入額	44,584		
オフバランス取引信用リスク引当金繰入額	1,463		
その他の経常費用	12,070		
経常損失			54,816
特別利益			1,870
固定資産処分益	0		
為替換算調整勘定取崩益	1,869		
特別損失			227
固定資産処分損	7		
減損損失	220		
税金等調整前当期純損失			53,174
法人税、住民税及び事業税	810		
法人税等調整額	△2,247		
法人税等合計			△1,437
当期純損失			51,737
非支配株主に帰属する当期純損失			1,832
親会社株主に帰属する当期純損失			49,904

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	87,481	291,898	△3,099	476,280
当期変動額					
剰余金の配当			△13,548		△13,548
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△49,904		△49,904
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		84	101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	17	△63,453	84	△63,352
当期末残高	100,000	87,498	228,444	△3,015	412,928

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△45,449	972	7,683	△1,328	△38,122	503	△7,541	431,119
当期変動額								
剰余金の配当								△13,548
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△49,904
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△353	3,359	2,453	3,606	9,066	29	14,214	23,310
当期変動額合計	△353	3,359	2,453	3,606	9,066	29	14,214	△40,041
当期末残高	△45,803	4,332	10,137	2,277	△29,056	532	6,673	391,078

計算書類

貸借対照表 第91期末 (2024年3月31日現在)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,201,608	預金	5,043,062
現金	3,587	当座預金	23,150
預け金	1,198,020	普通預金	2,627,967
コールローン	17,269	貯蓄預金	55,109
買入金銭債権	43,069	通知預金	585
特定取引資産	173,713	定期預金	2,273,276
特定取引有価証券派生商品	1,566	その他の預金	62,973
特定金融派生商品	172,146	譲渡性預金	141,380
金銭の信託	5,367	売現先勘定	29,903
有価証券	1,194,907	債券貸借取引受入担保金	260,689
国債	42,530	特定取引負債	165,078
地方債	12,403	特定取引有価証券派生商品	1,607
社債	103,137	特定金融派生商品	163,470
株式	45,934	借入金	563,300
その他の証券	990,901	借入金	563,300
貸出金	3,880,684	社債	181,397
割引手形	6,457	その他負債	173,446
手形貸付	3,628	未払法人税等	370
証書貸付	3,722,527	未払費用	6,123
当座貸越	148,070	前受収益	176
外国為替	51,267	先物取引差金勘定	19
外国他店預け	51,267	金融派生商品	122,070
その他資産	359,723	金融商品等受入担保金	13,051
前払費用	1,445	リース債務	1,444
未収収益	22,384	資産除去債務	1,886
先物取引差入証拠金	962	その他の負債	28,301
先物取引差金勘定	26	賞与引当金	3,955
金融派生商品	92,052	役員賞与引当金	70
金融商品等差入担保金	141,301	退職給付引当金	10,491
社債発行費	366	オフバランス取引信用リスク引当金	1,794
その他の資産	101,184	支払承諾	24,084
有形固定資産	22,459	負債の部合計	6,598,653
建物	10,111	(純資産の部)	
土地	9,235	資本金	100,000
リース資産	1,313	資本剰余金	87,498
その他の有形固定資産	1,798	資本準備金	87,313
無形固定資産	9,892	その他資本剰余金	185
ソフトウェア	9,826	利益剰余金	200,411
その他の無形固定資産	65	利益準備金	12,686
前払年金費用	5,663	その他利益剰余金	187,724
繰延税金資産	44,783	繰越利益剰余金	187,724
支払承諾見返	24,084	自己株式	△3,015
貸倒引当金	△87,371	株主資本合計	384,894
投資損失引当金	△4,463	その他有価証券評価差額金	△45,754
資産の部合計	6,942,657	繰延ヘッジ損益	4,332
		評価・換算差額等合計	△41,422
		新株予約権	532
		純資産の部合計	344,004
		負債及び純資産の部合計	6,942,657

損益計算書 第91期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目		金 額
経常収益		221,737
資金運用収益	156,487	
貸出金利息	121,345	
有価証券利息配当金	27,000	
コールローン利息	872	
買現先利息	△0	
預け金利息	1,346	
金利スワップ受入利息	3,489	
その他の受入利息	2,434	
信託報酬	370	
役務取引等収益	15,422	
受入為替手数料	168	
その他の役務収益	15,254	
特定取引収益	11,304	
特定取引有価証券収益	8,275	
特定金融派生商品収益	3,029	
その他業務収益	26,733	
国債等債券売却益	8,139	
金融派生商品収益	322	
その他の業務収益	18,271	
その他経常収益	11,417	
償却債権取立益	677	
株式等売却益	10,278	
金銭の信託運用益	60	
その他の経常収益	401	
経常費用		282,729
資金調達費用	124,978	
預金利息	15,000	
譲渡性預金利息	12	
コールマネー利息	463	
売現先利息	2,838	
債券貸借取引支払利息	15,050	
借入金利息	1,462	
社債利息	5,407	
金利スワップ支払利息	43,576	
その他の支払利息	41,166	
役務取引等費用	2,094	
支払為替手数料	138	
その他の役務費用	1,955	
特定取引費用	9,918	
商品有価証券費用	9,918	
その他業務費用	42,466	
外国為替売買損	8,233	
国債等債券売却損	23,188	
国債等債券償還損	3,555	
社債発行費償却	227	
その他の業務費用	7,262	
営業経費	47,237	
その他経常費用	56,033	
貸倒引当金繰入額	44,125	
貸出金償却	1,244	
オフバランス取引信用リスク引当金繰入額	1,280	
株式等売却損	8,187	
株式等償却	450	
その他の経常費用	745	
経常損失		60,992
特別利益		9,942
固定資産処分益	0	
関係会社清算益	5,759	
関係会社減資払戻差額	4,183	
特別損失		67
固定資産処分損	7	
減損損失	59	
税引前当期純損失		51,116
法人税、住民税及び事業税	△120	
法人税等調整額	△203	
法人税等合計		△323
当期純損失		50,792

株主資本等変動計算書 第91期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	87,313	167	87,481	12,686	252,065	264,752	△3,099	449,134
当期変動額									
剰余金の配当						△13,548	△13,548		△13,548
当期純損失（△）						△50,792	△50,792		△50,792
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			17	17				84	101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	17	17	－	△64,341	△64,341	84	△64,239
当期末残高	100,000	87,313	185	87,498	12,686	187,724	200,411	△3,015	384,894

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△45,432	972	△44,460	503	405,177
当期変動額					
剰余金の配当					△13,548
当期純損失 (△)					△50,792
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					101
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△321	3,359	3,037	29	3,067
当期変動額合計	△321	3,359	3,037	29	△61,172
当期末残高	△45,754	4,332	△41,422	532	344,004

連結計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松本繁彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大竹新

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

栗原健輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原健輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任	
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。	
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
計算書類等の監査における監査人の責任	
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。	
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。	
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。	
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。	
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。	
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。	
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。	
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。	
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。	
利害関係	
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以　上	

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査の実施にあたっては必要に応じて電話・オンライン形式も活用いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等及び有限責任監査法人トーマツから開示すべき重要な不備となるものはない旨の報告を受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2024年5月17日

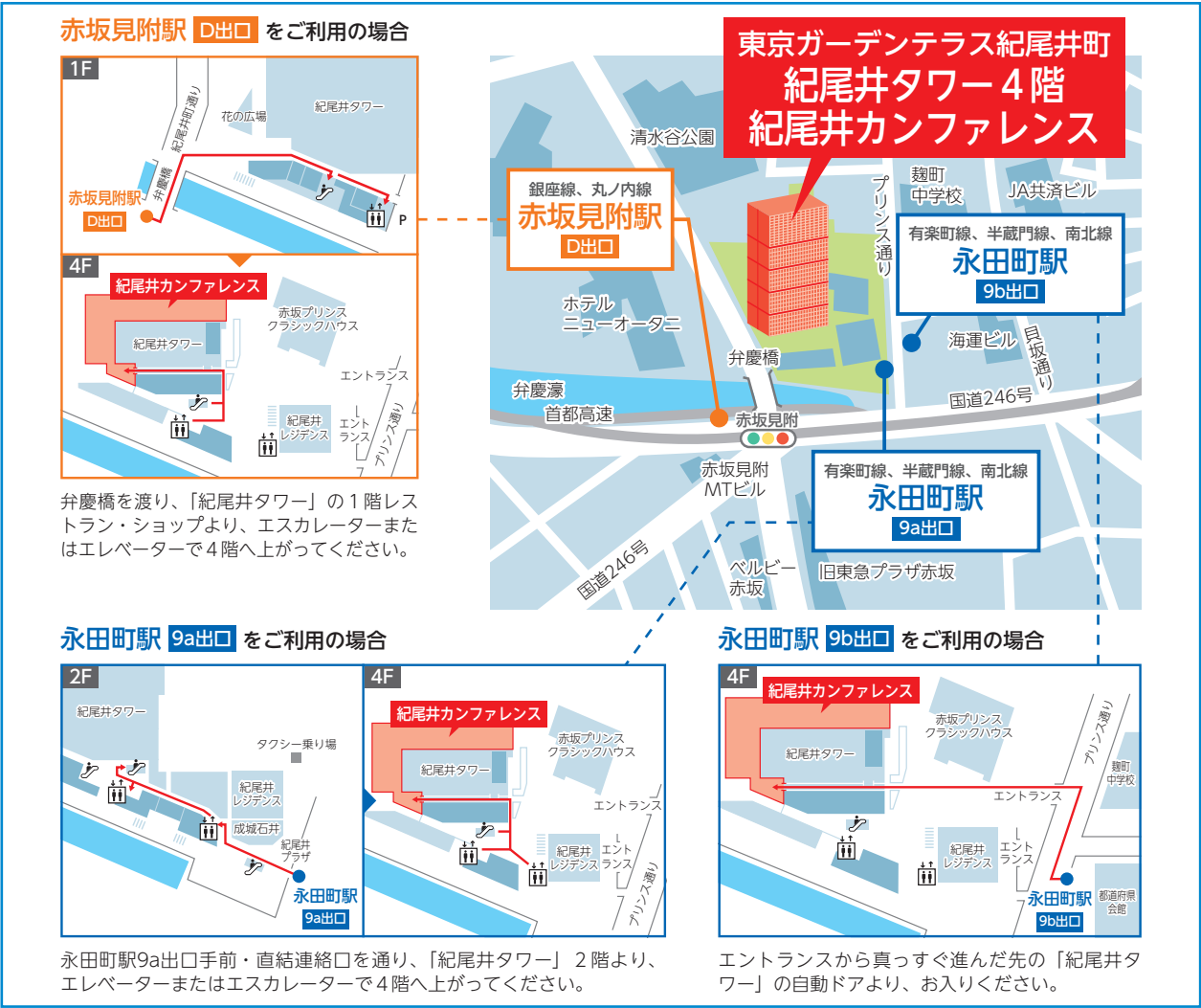
株式会社 あおぞら銀行 監査役会
常 勤 監 査 役 橋 口 悟 志 ㊞
監査役(社外監査役) 井 上 寅 喜 ㊞
監査役(社外監査役) 前 田 純 一 ㊞

以 上

定時株主総会会場のご案内

会 場 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス
東京都千代田区紀尾井町1番4号

交 通 永田町駅直結／赤坂見附駅より徒歩1分
東京メトロ5路線利用可能 有楽町線・半蔵門線・南北線・銀座線・丸ノ内線



お知らせ 「あおぞら通信」のホームページ掲載について

株主さまへの報告書「あおぞら通信」は、地球環境に配慮した省資源化の観点から、当行ホームページに掲載しております。今回は7月下旬に掲載の予定ですので、ぜひご覧ください。

https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/library/shareholder_report/

あおぞら銀行 あおぞら通信 検索

